

第2期 白石市地域福祉計画

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

白石市民の幸福感を高める
地域協働のウェルビーイングの創造

令和8年3月
白石市



はじめに

現在、わが国全体が直面している人口減少・少子高齢化は、生産年齢人口の減少や地域コミュニティの希薄化といった問題の進展となり、地方自治体に大きな影響を与えております。さらに、社会構造の変化に伴い、社会から孤立しがちな「8050問題」やヤングケアラー、引きこもりなど、福祉課題は複雑化・複合化しており、既存の制度だけでは対応しきれない事案が増加しています。

このような背景から、この度策定した第2期計画では、「包括的支援体制の構築」により、属性や世代を問わず、困りごとを抱える市民がどこに相談しても適切な支援につながることを第1の目標とし、行政としての公的支援を充実させることはもとより、行政、専門機関、そして地域が連携して、自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

そして、本計画の基本理念である、「市民の幸福感を高める地域協働のウェルビーイングの創造」のもと、市民一人ひとりが、この白石で自分らしく生きがいを持ち、幸福を実感できる社会となるよう、様々な取組を推進いたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言と熱心なご議論をいただきました白石市地域福祉計画策定委員会の皆様、お忙しい中、各地区福祉懇談会に足をお運びいただきました市民の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様、本計画策定にご尽力いただいたすべての皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年3月
白石市長 山田 裕一



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画期間	2
3. 計画の位置付け・役割	3
第2章 地域福祉を取り巻く環境	4
1. 地域福祉推進にかかる背景	4
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組	4
(2) 成年後見制度の利用の促進	5
(3) 再犯の防止等の推進	5
(4) ウェルビーイングの考え	5
2. 宮城県地域福祉支援計画（第4期）	7
第3章 本市の状況	8
1. 総人口の推移	8
2. 地区別人口の状況	9
3. 世帯数の推移	10
4. 福祉の状況	12
5. アンケート調査からみる状況	16
(1) 市民アンケート調査	16
(2) 関係団体等アンケート調査	29
(3) 事業者アンケート調査	34
6. 白石市地域福祉懇談会にみる地域の状況	37
7. 本市の福祉課題	38
(1) 社会背景	38
(2) 本市の状況より	38
8. 第2期地域福祉計画の策定に向けた課題のまとめ	40
(1) 多様化・複合化する地域課題への対応	40
(2) 人口減少・高齢化社会におけるコミュニティ活動の継続	40
(3) 暮らし続けるための福祉サービス等の充実	41
(4) 安全・安心に生活できる暮らしへの対応	41
第4章 計画の基本的な考え方	42
1. 基本理念・基本目標	42
2. 施策体系	44
3. 成果指標	45
(1) 成果指標の設定と評価	45
(2) 成果指標	46

第5章 施策の展開.....	48
目標1 包括的支援体制の構築.....	48
施策1：断らない相談支援の強化（生活困窮・ひきこもり・8050問題等を含む）.....	48
施策2：多機関協働体制の整備.....	51
施策3：地区共生会議を基盤とした住民主体の小地域福祉活動の推進.....	54
目標2 多世代参画の地域コミュニティの再生と人づくり.....	56
施策4：参加しやすい仕組みの整備.....	56
施策5：孤独・孤立防止と幸福感向上.....	58
施策6：地域福祉基盤の強化.....	60
目標3 生活の持続可能性を高める福祉サービスづくり.....	62
施策7：福祉サービスへのアクセシビリティの向上.....	62
施策8：住民による支え合い活動の展開.....	64
目標4 安全・安心な地域生活の実現.....	66
施策9：防災・防犯と福祉の連携強化.....	66
施策10：権利擁護と制度利用促進（第2期白石市成年後見制度利用促進基本計画）.....	68
施策11：認知症に優しい地域づくり.....	71
施策12：安全な地域づくりの推進（白石市再犯防止推進計画）.....	73
資料編.....	75
1. 白石市地域福祉計画策定委員会.....	75
(1) 設置要綱.....	75
(2) 委員名簿.....	77
2. 策定経過.....	78
3. 用語解説.....	80

※本計画での「障害」の表記については、対象が「障がいのある人」や「障がいのある児童」など人を示すときには「書」をひらがなで表記し、それ以外の障害の状態や法律用語等を示すときは、漢字で表記しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

令和7（2025）年9月末時点の本市の人口（住民基本台帳）は30,105人、高齢化率は39.0%、年少人口比率は8.3%となっています。第1期白石市地域福祉計画の策定に取り組んだ令和2年（国勢調査）と比べると、人口は2,653人減少（30,105人－32,758人）し、高齢化率は3.4ポイントの増加（39.0%－35.6%）、年少人口比率は1.8ポイントの減少（8.3%－10.1%）となっています。

人口減少社会や少子高齢化の進展は、地域を取り巻く環境に大きな影響を与えており、8050問題や老々介護、ダブルケア、ヤングケアラー等、様々な複合化・複雑化した課題が全国的に顕在化しています。

このような地域課題については、行政や福祉事業者が行う支援だけでは限界があり、地域で暮らす住民や自治会、ボランティア、NPOなど、様々な組織や地域住民が連携して課題解決に取り組んでいく必要があり、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、令和2（2020）年度に「第1期白石市地域福祉計画」（計画期間：令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）を策定し、誰もが地域の一員として安心して暮らし、あらゆる分野の活動に参画することができる地域社会づくりに努めてきました。

「第2期白石市地域福祉計画」（令和8（2026）年度から令和12（2030）年度）は、従来の課題に加えて新たな課題の解決に向けて取り組むべき事項等を示し、地域住民と行政、ボランティア、NPO法人、サービス事業者が力を合わせ、補完し合いながら、それぞれの役割の中でできることを実行していくことにより、誰もが安心して暮らすことができる、地域共生社会の実現を目指すものです。



2. 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市の状況の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

◇地域福祉計画の計画期間

区 分	R6年度 2024年	R7年度 2025年	R8年度 2026年	R9年度 2027年	R10年度 2028年	R11年度 2029年	R12年度 2030年	R13年度 2031年	R14年度 2032年	R15年度 2033年
総合計画	第六次(基本構想・基本計画:令和3～12年度)							第七次(令和13～22年度)		
地域福祉計画	第1期 (令和3～7年度)		第2期 (令和8～12年度)					第3期 (令和13～17年)		
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期			第10期			第11期		第12期	
障害者計画	第4期						第5期			
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第7期／第3期			第8期／第4期			第9期／第5期		第10期 ／第6期	
子ども・子育て支 援事業計画	第二期	第三期					第四期			
【参考】 地域福祉活動計画 (市社会福祉協議会)	第1次 (令和5～7年度)		第2次 (令和8～12年度)					第3次 (令和13～17年度)		

3. 計画の位置付け・役割

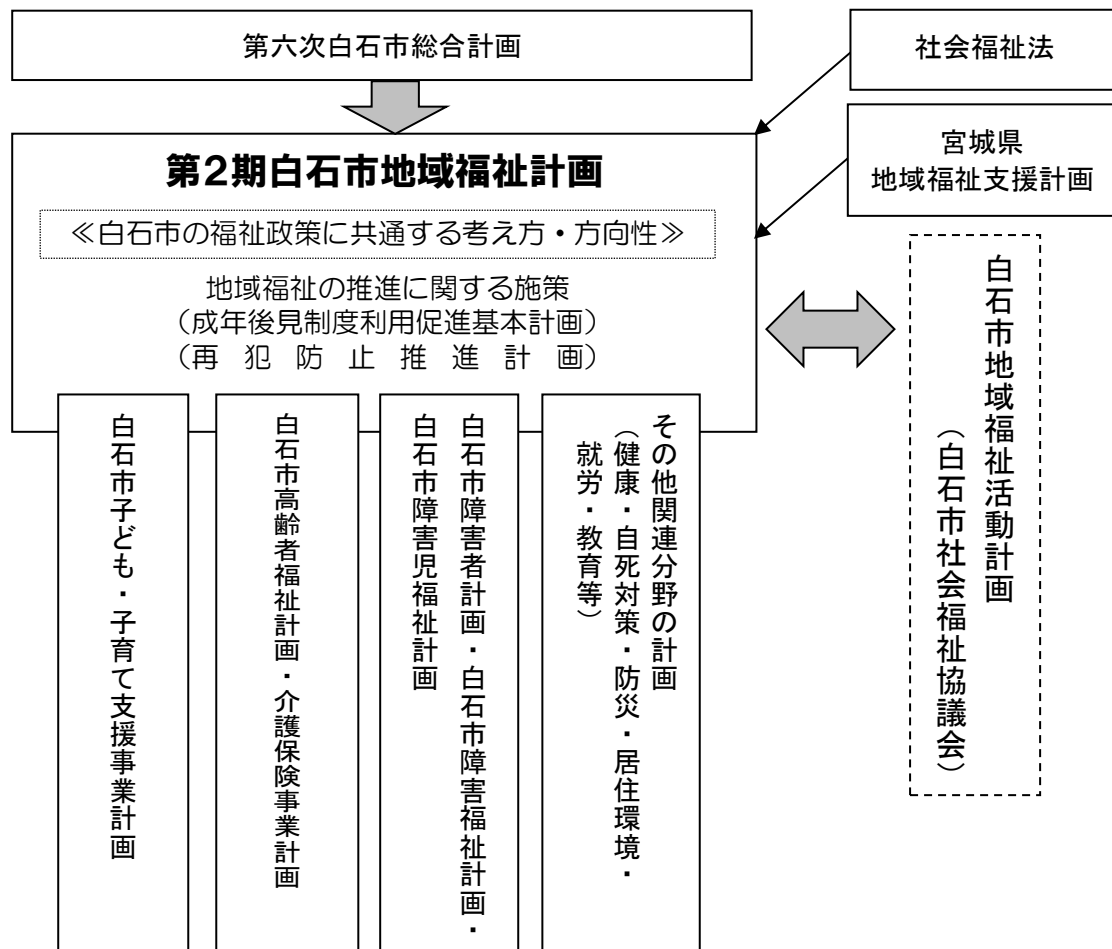
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に位置付けられ、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき策定する「成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な計画」、さらに、再犯防止推進法第8条第1項に定める「市町村計画」としても位置付けます。

本計画は、白石市政の最上位計画である「第六次白石市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、福祉分野における個別計画に共通する考え方や施策の方向性を示し、取組の整合性を図るものです。

本計画を地域福祉の推進に向けた取組として計画的に実践するため、今後、白石市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に運営を図っていきます。

さらに、市民、地域、各種団体、事業所、関係機関、行政の協働によって地域福祉を推進していく理念と政策を実現していくための計画となります。



第2章 地域福祉を取り巻く環境

1. 地域福祉推進にかかる背景

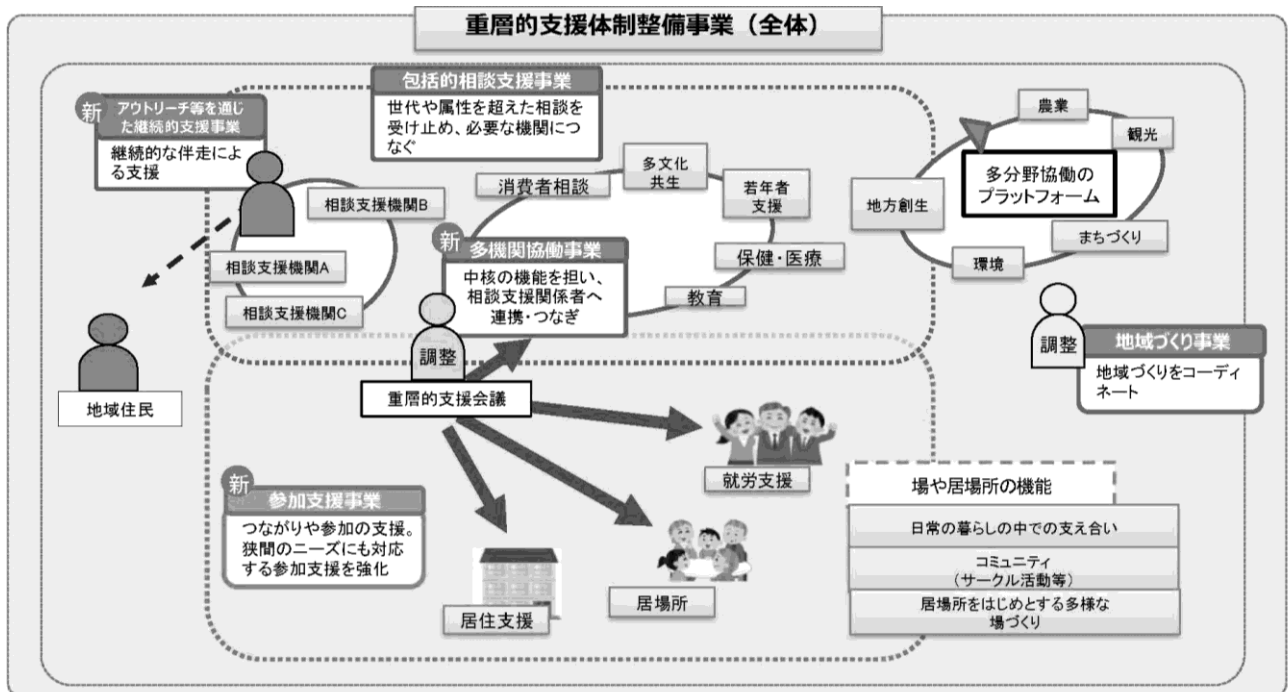
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組

平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する「地域共生社会」の理念が盛り込まれました。

平成29(2017)年の社会福祉法一部改正では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が創設されており、本計画において同事業の考えを取り入れた支援体制の充実について検討していきます。

◇重層的支援体制整備



資料：厚生労働省社会・援護局作成

(2) 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に周知されていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、施行され、利用促進基本計画策定や中核機関の設置に努めることが規定され、さらに、令和4(2022)年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

宮城県においては、令和7(2025)年2月に「宮城県成年後見制度に関する取組方針について」として、市民後見人の養成などの取組が示されています。

本計画では、国の第二期基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実などの成年後見制度利用促進の取組を検討していきます。

(3) 再犯の防止等の推進

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月に公布・施行され、同法において策定が定められた「再犯防止推進計画」が平成29(2017)年12月に公表されました。

その後、令和5(2023)年3月には、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

宮城県においては、矯正施設出所者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全安心に暮らせる社会の実現を目指すため、「宮城県再犯防止推進計画(第一次)」の後継計画として「第二次宮城県再犯防止推進計画」(計画期間：令和7(2025)年度から令和11(2029)年度)を策定しています。

本計画は、国の「第二次再犯防止推進計画」(令和5(2023)年3月)及び「第二次宮城県再犯防止推進計画(令和7(2025)年3月)」に基づき、過去に犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、社会の一員として地域に定着でき、地域住民が犯罪被害を受けることなく安全安心に暮らせる社会の実現を目指すための取組などについて検討していきます。

(4) ウェルビーイングの考え

ウェルビーイングとは、英語の「well(よい)」と「being(状態、存在)」を組み合わせた造語で「良い状態」を意味します。世界保健機関(WHO)憲章では、「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、すべてが満たされた状態(wellbeing)にあること」とする中で「wellbeing」という表現が用いられています。

現在、日本の地域社会においては、人とのつながり・地域社会とのつながりの希薄化が進み、

孤立や孤独といった問題が深刻化しています。一人暮らし高齢者だけでなく、日中独居となる高齢者なども、日常的に孤立を感じる人が多いと考えられます。このような地域社会にあっては、社会的にも満たされるという考え「地域福祉におけるウェルビーイング」は非常に重要と考えています。

本計画においては、「ウェルビーイング」の考えをもとに、地域福祉の取組の充実などについて検討していきます。



2. 宮城県地域福祉支援計画（第4期）

宮城県では、住民主体による支え合い活動を推進し、市町村が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう、令和3（2021）年3月に「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」（以下「第4期県計画」という。）を策定しています。

「第4期県計画」では、「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を基本理念とし、その実現に向けて「1 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進」、「2 ネットワークによる活動の促進」、「3 東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成」の3つを基本的な視点として定めています。

また、取組の方向性として、「（1）地域共生社会実現のための体制整備」、「（2）地域福祉活動の推進」、「（3）地域福祉活動を担う多様な担い手づくり」、「（4）福祉サービスの質の向上」、「（5）災害や感染症への対応」、「（6）東日本大震災の被災者支援」の6つの方向性を示し、自助・互助・共助・公助の考えのもと、地域で様々な人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現に向けた施策の展開を図っています。

■宮城県地域福祉支援計画（第4期）の概要

【基本理念】

すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる
地域共生社会の形成

【基本的な視点】

- 1 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進
- 2 ネットワークによる活動の促進
- 3 東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成

【取組の方向性】

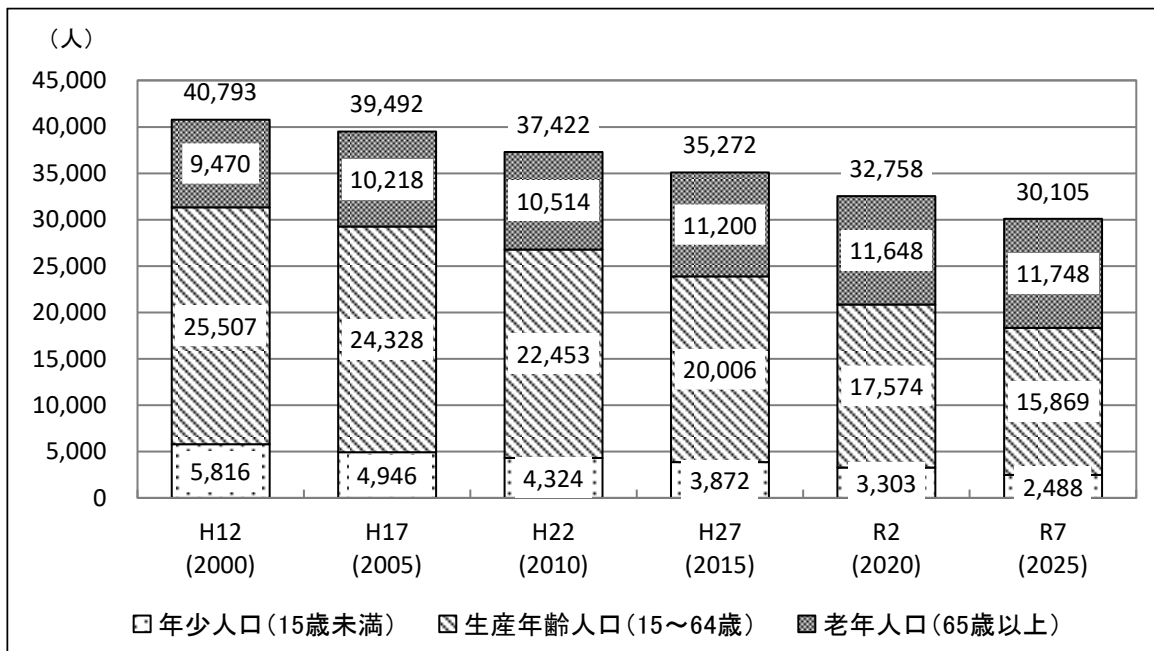
- （1）地域共生社会実現のための体制整備
- （2）地域福祉活動の推進
- （3）地域福祉活動を担う多様な担い手づくり
- （4）福祉サービスの質の向上
- （5）災害や感染症への対応
- （6）東日本大震災の被災者支援

第3章 本市の状況

1. 総人口の推移

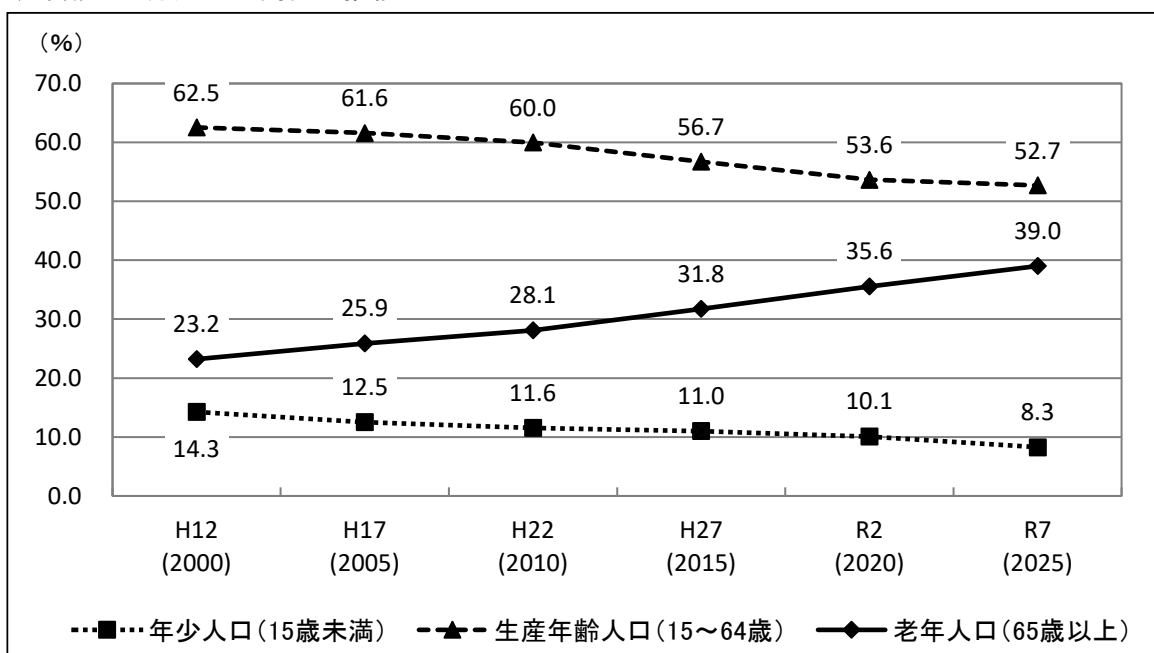
近年は人口減少。減少数が拡大。高齢化率は39.0%に拡大。年少人口比率は8.3%に減少（令和7（2025）年9月住民基本台帳）。

◇年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（令和7（2025）年は住民基本台帳人口9月末現在）

◇年齢3区分別人口割合の推移

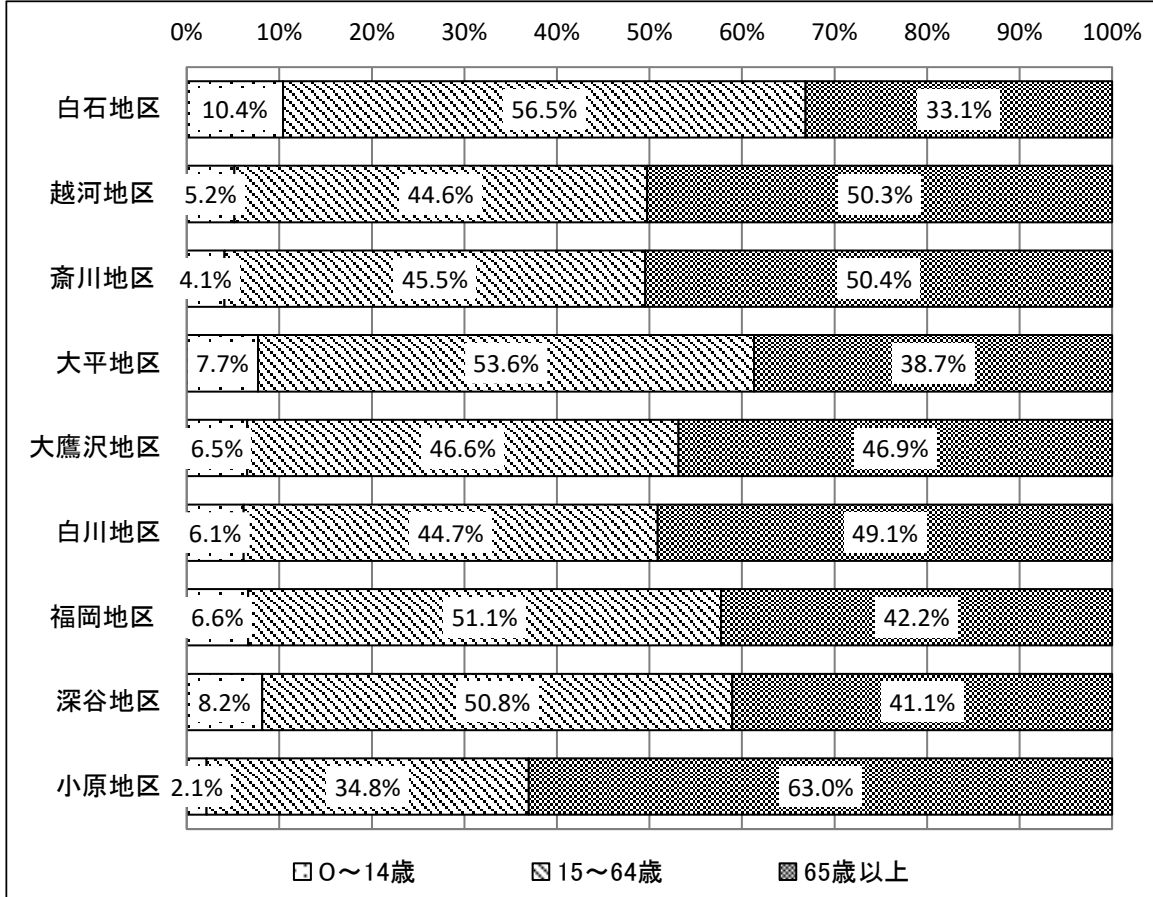


資料：国勢調査（令和7（2025）年は住民基本台帳人口9月末現在）

2. 地区別人口の状況

白石地区が全体の53.1%。実数は減少傾向だが、全市比率は増大。高齢化率は小原地区では6割を超え、越河地区及び斎川地区も5割を超える。

◇地区別・年齢3区分別人口割合（令和7（2025）年3月31日現在）



単位：人、%

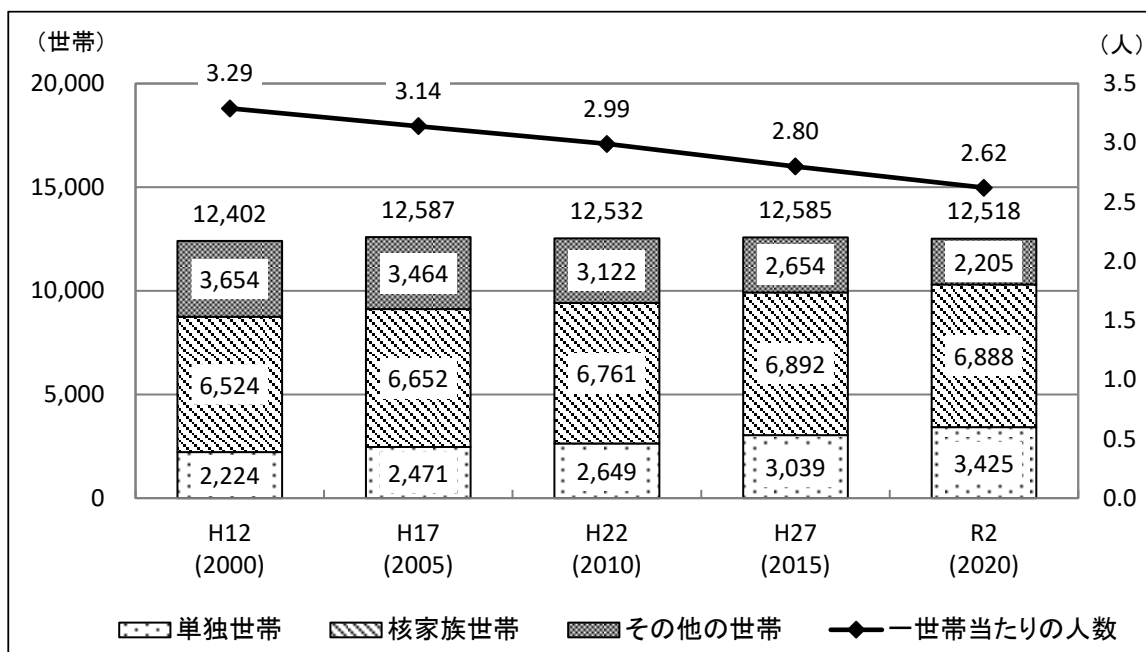
	総人口	構成比	0~14歳	15~64歳	65歳以上	高齢化率
白石地区	16,124	53.1	1,677	9,107	5,340	33.1
越河地区	1,182	3.9	61	527	594	50.3
斎川地区	785	2.6	32	357	396	50.4
大平地区	2,269	7.5	175	1,216	878	38.7
大鷹沢地区	1,763	5.8	115	822	826	46.9
白川地区	1,285	4.2	79	575	631	49.1
福岡地区	4,980	16.4	330	2,546	2,104	42.2
深谷地区	1,422	4.7	116	722	584	41.1
小原地区	560	1.8	12	195	353	63.0
市全体	30,370	100.0	2,597	16,067	11,706	38.5

資料：住民基本台帳人口

3. 世帯数の推移

- ・世帯数は平成17（2005）年以降、減少・横ばい傾向
- ・単独世帯及び核家族世帯比率は増加

◇世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

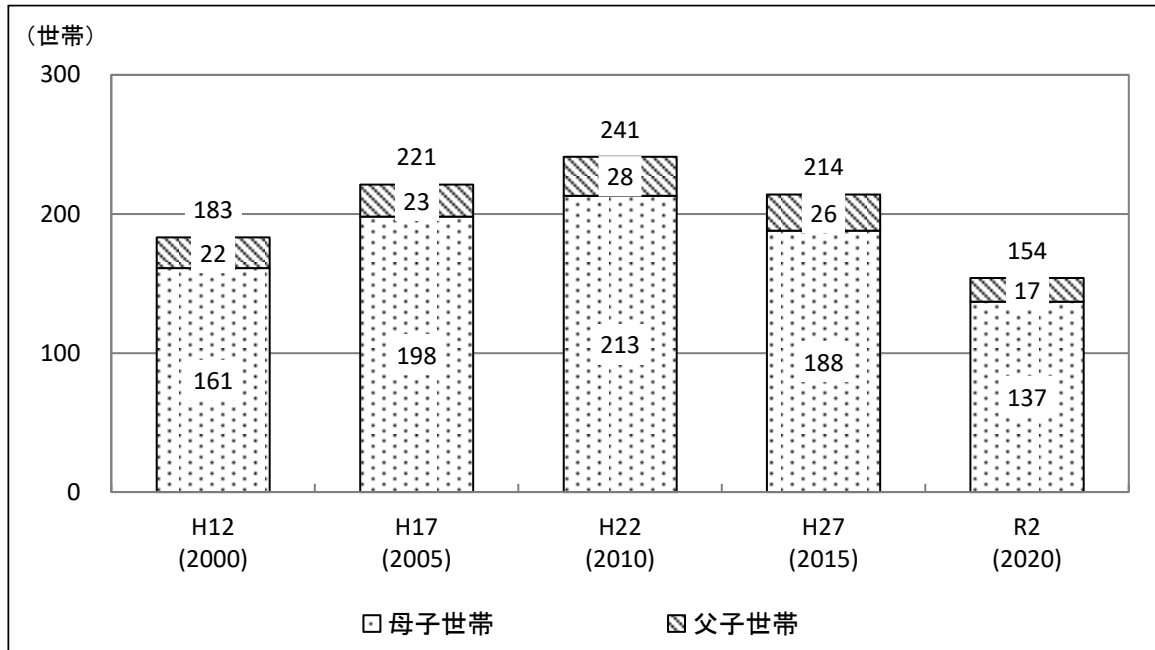
単位：人、世帯

	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
総世帯数	12,402	12,587	12,532	12,585	12,518
増減	-	185	-55	53	-67
(増減率)	-	(1.5)	(▲ 0.4)	(0.4)	(▲ 0.5)
単独世帯	2,224	2,471	2,649	3,039	3,425
(割合)	(17.9)	(19.6)	(21.1)	(24.1)	(27.4)
核家族世帯	6,524	6,652	6,761	6,892	6,888
(割合)	(52.6)	(52.8)	(53.9)	(54.8)	(55.0)
その他の世帯	3,654	3,464	3,122	2,654	2,205
(割合)	(29.5)	(27.5)	(24.9)	(21.1)	(17.6)

資料：国勢調査

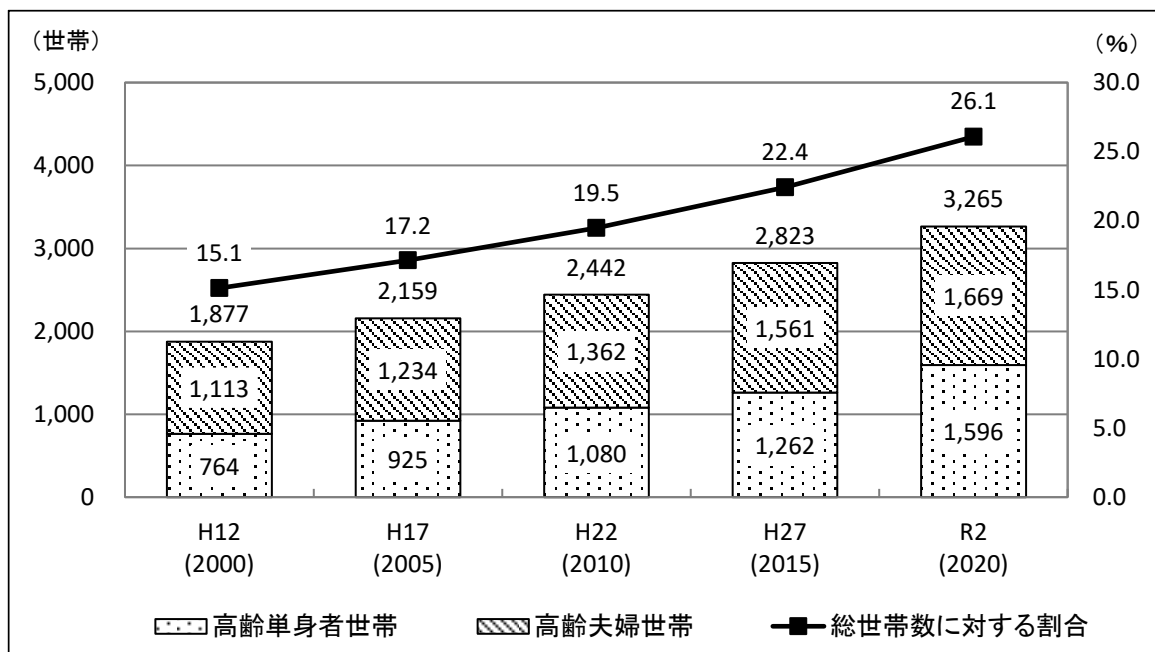
- ・一人親世帯（母子及び父子世帯）は、平成22（2010）年をピークに減少傾向
- ・高齢者夫婦世帯及び高齢単身世帯は一貫して増加

◇一人親（母子及び父子世帯）世帯の推移



資料：国勢調査

◇高齢夫婦世帯数・高齢単身世帯数の推移

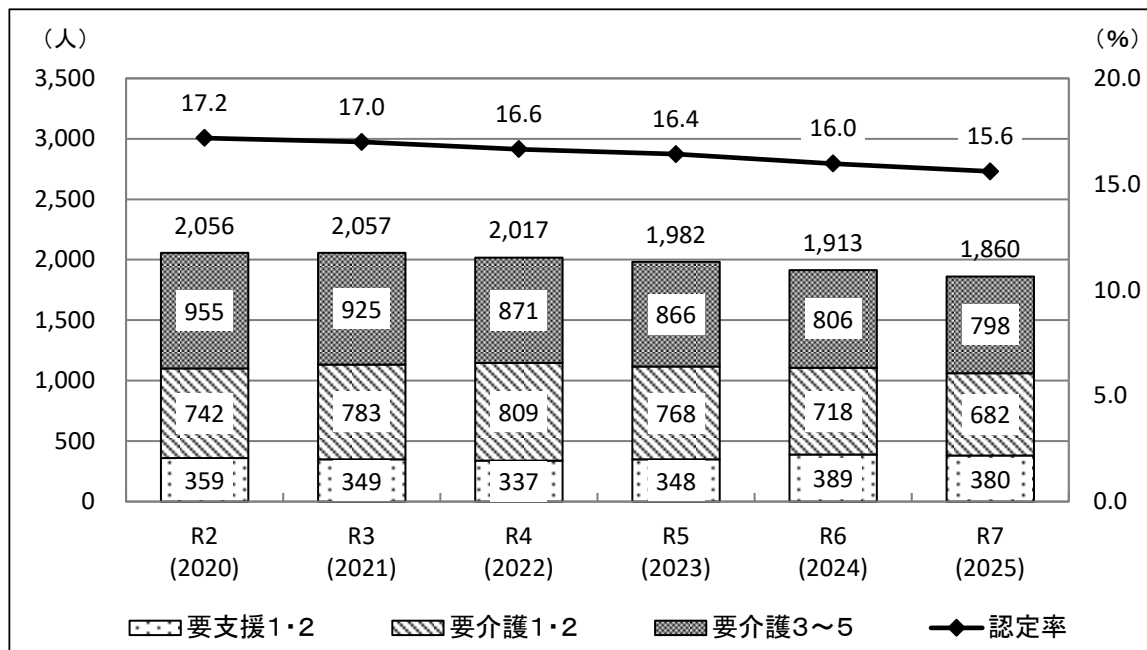


資料：国勢調査

4. 福祉の状況

- ・ 要介護・要支援者は減少傾向
- ・ 認知症高齢者数も減少傾向

◇要介護・要支援認定者数及び認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

◇認知症高齢者数

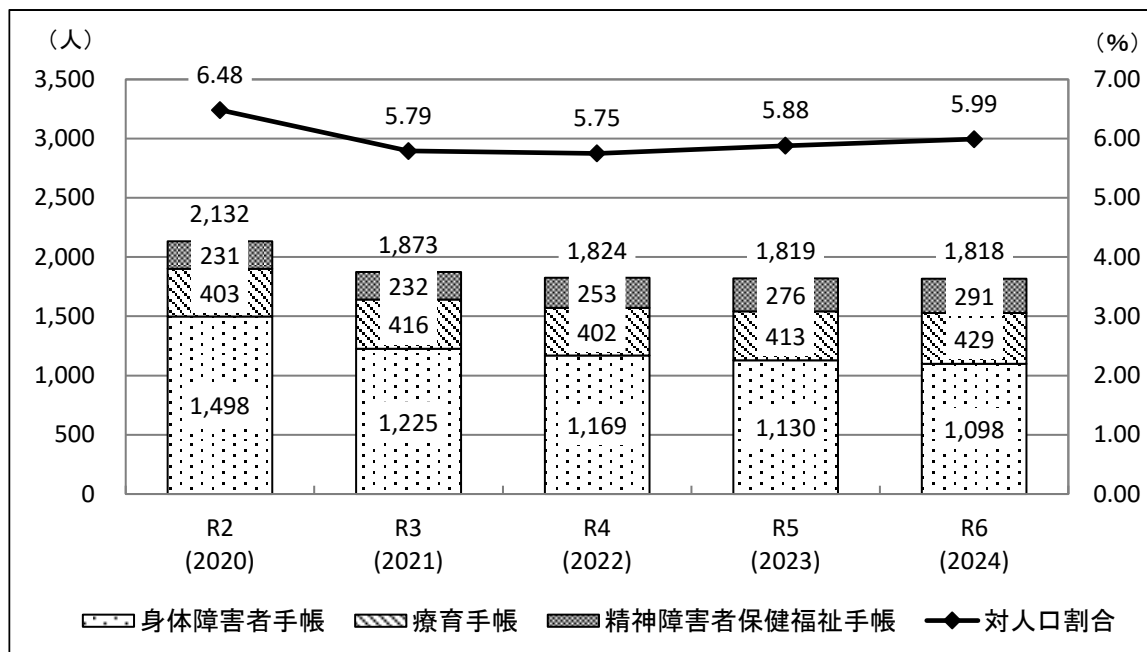
単位：人

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
日常生活自立度Ⅱ以上の人数	1,529	1,533	1,442	1,406	831

資料：長寿課（各年3月末現在）

- ・障害者手帳保持者数は、近年、減少・横ばい傾向
- ・身体は減少、療育及び精神は増加傾向

◇障害者手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



単位：人、%

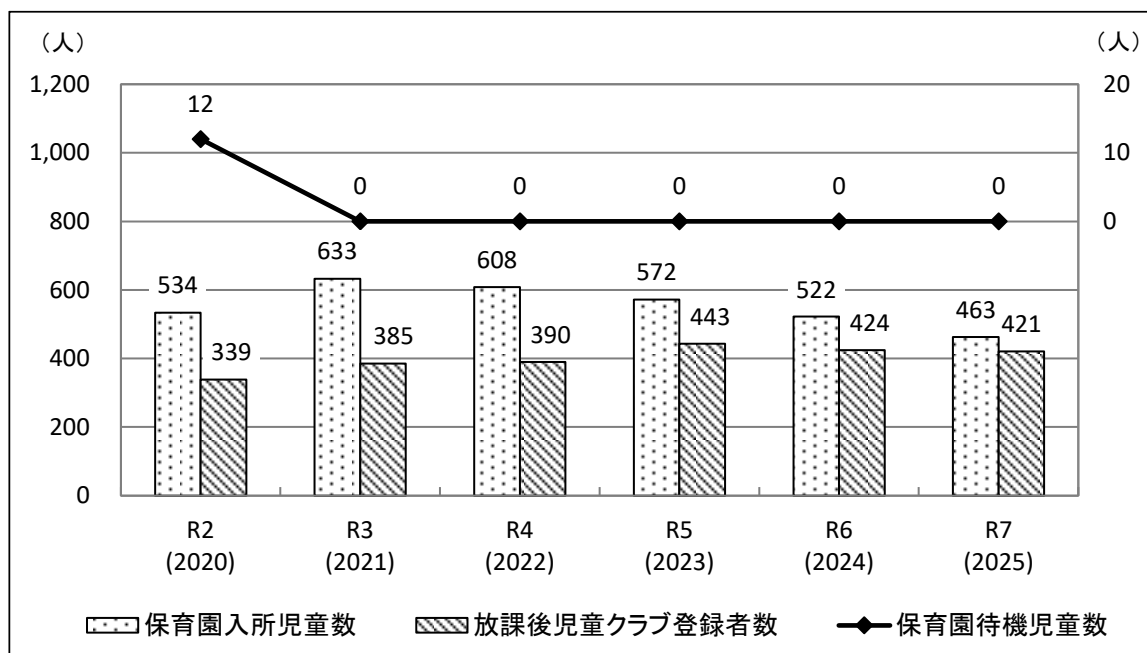
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
対人口割合	6.48	5.79	5.75	5.88	5.99
身体障害者手帳	1,498	1,225	1,169	1,130	1,098
療育手帳	403	416	402	413	429
精神障害者保健福祉手帳	231	232	253	276	291
総数	2,132	1,873	1,824	1,819	1,818

資料：福祉課（各年度3月末現在）



- ・ 保育園入所児童数は減少傾向
- ・ 放課後児童クラブ登録者数は、令和5（2023）年に53人増加

◇ 保育園入所児童数・放課後児童クラブ登録者数の推移



単位：人

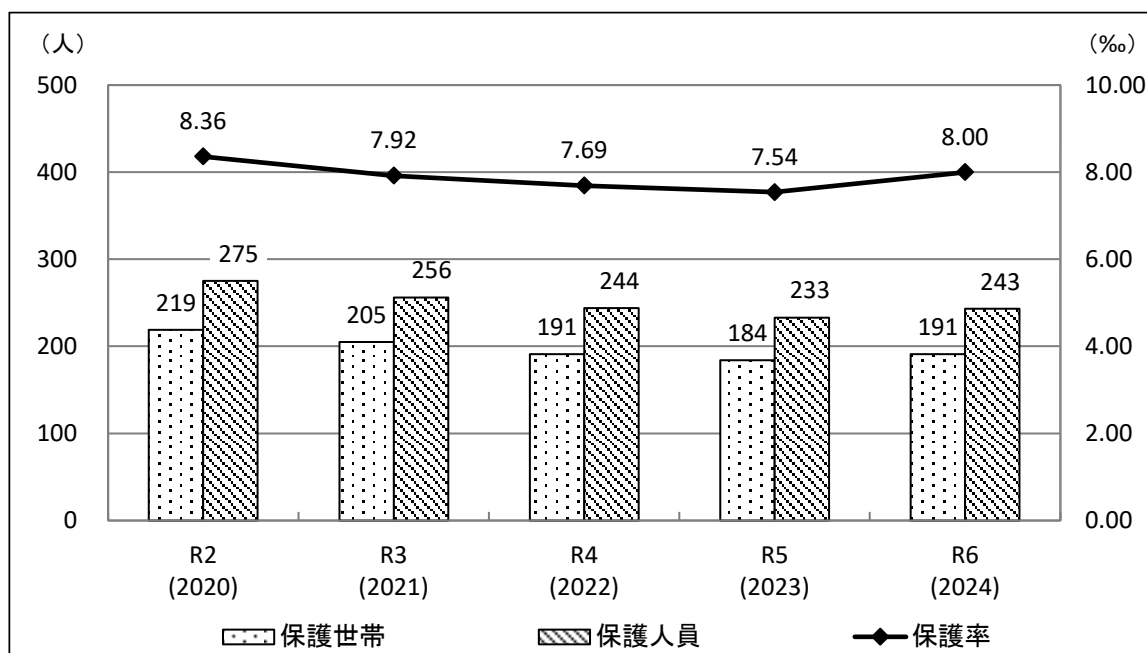
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
保育園入所児童数	534	633	608	572	522	463
放課後児童クラブ登録者数	339	385	390	443	424	421
保育園待機児童数	12	0	0	0	0	0

資料：保育園・子ども家庭課（各年4月1日現在）



- ・生活保護世帯は、近年は横ばい傾向
- ・老人クラブ団体数、会員数及びシルバー人材センターの会員及び就業者は減少傾向

◇生活保護受給世帯数、受給人員、保護率の推移



資料：福祉課

◇老人クラブの団体・会員数の推移

単位：団体、人

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
団体数	24	24	24	21	18
会員数	1329	1,277	1201	1016	874

各年4月1日現在

◇シルバー人材センターの会員・就業者数の推移

単位：人

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
会員	275	257	253	233	229
就業者	199	186	189	180	163

各年4月1日現在

5. アンケート調査からみる状況

(1) 市民アンケート調査

①調査の概要

調査の目的	地域福祉についての考えや意識等を把握し、「第2期白石市地域福祉計画」を策定するための基礎調査として実施した。
調査の対象者	本市に居住する20歳以上の方2,000人を無作為に抽出
調査実施方法	配付：郵送による配付 回収：郵送による回収またはWEBによる回答
調査期間（郵送分）	令和7（2025）年1月25日（土）～2月14日（金） （3月3日（月）到着分まで集計）
（WEB回答分）	令和7（2025）年1月25日（土）～2月21日（金）

種 類	対象者数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
地域福祉アンケート(郵送分)	2,000	573	7	566	28.3%
（WEB回答分）		299	1	298	14.9%
計	2,000	872	8	864	43.2%

※無効：白紙回答及び重複回答（郵送とWEBの両方の回答があった場合）

②調査対象者の基本情報

回答者の性別（問1）：男性（73.6%）、女性（24.2%）

年 齢 層（問2）：10・20代（3.2%）、30代（7.9%）、40代（12.8%）、
50代（19.0%）、60代（27.0%）、70歳以上（29.7%）

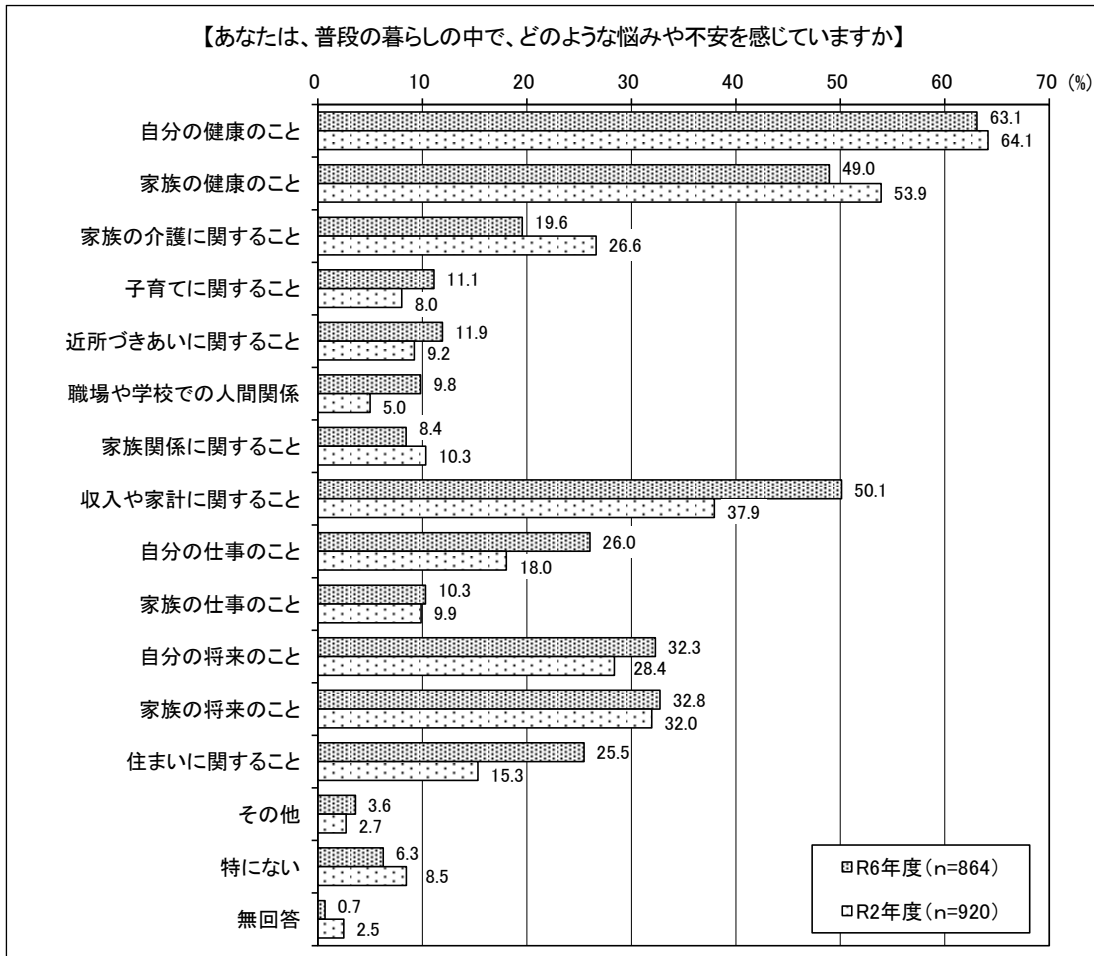
就 労 状 況（問3）：会社員（38.3%）、農林業（4.7%）、自営業（6.5%）、
無職（26.5%）

家 族 構 成（問4）：二世帯世帯（32.4%）、夫婦のみ世帯（28.8%）、
ひとり暮らし（23.4%）

住 居 歴（問7）：2年未満（3.5%）、2～5年未満（3.5%）、5～10年未満（5.0%）、
10～20年未満（7.6%）、20年以上（80.1%）

③ 普段の暮らしの悩み

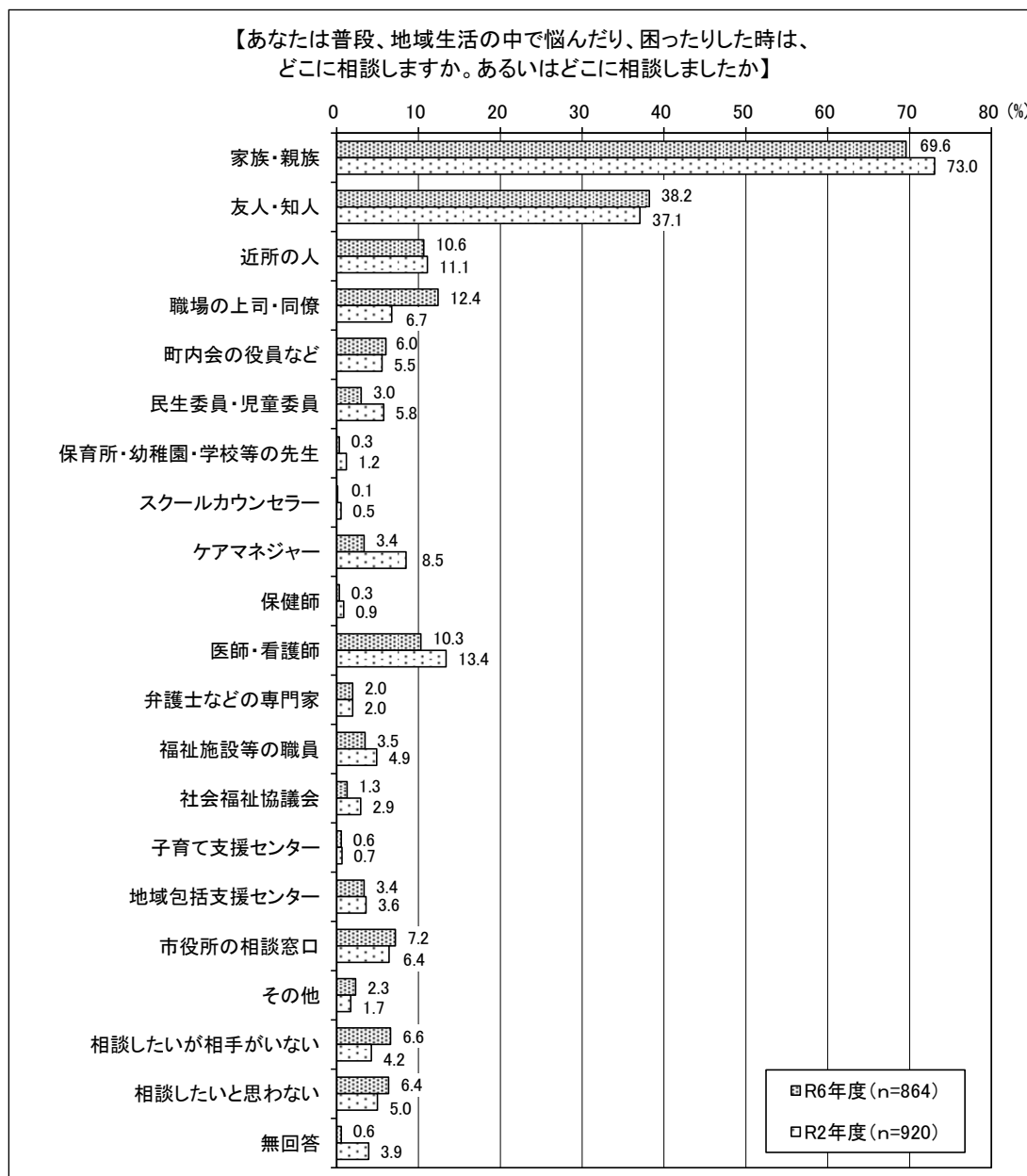
普段の暮らしにおける悩みや不安（問8）：自分の健康のこと（63.1%）、収入や家計に関すること（50.1%）、家族の健康のこと（49.0%）



相談相手（問9）：家族・親族（69.6%）、友人・知人（38.2%）

市役所の相談窓口（7.2%）を除き公的機関への相談は減少。

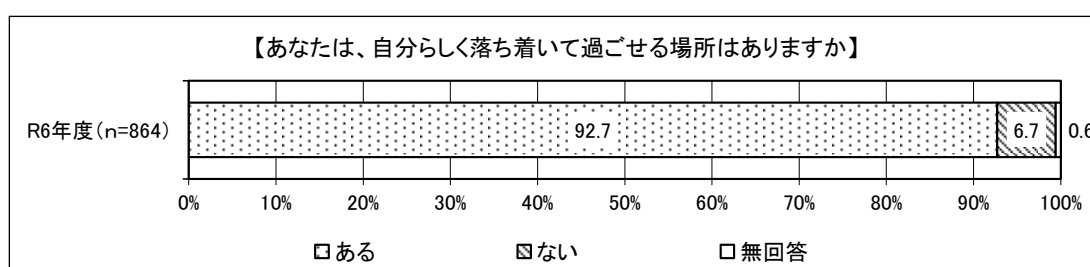
相談したいが相手がいない（6.6%）は前回調査より2.4ポイント増加。



落ち着ける場所（問10）

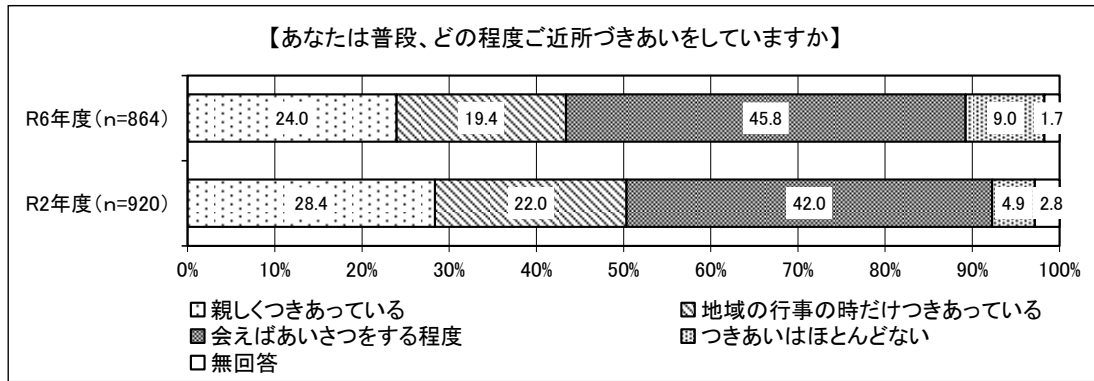
・自分らしく落ち着いて過ごせる場所：ある（92.7%）

・落ち着いて過ごせる場所：自分の家（80.1%） 10・20歳代は、自分の部屋（63.0%）、趣味や自己啓発の場所（33.3%）、インターネット空間（18.5%）、お店（11.1%）の比率が他の年代より高い。



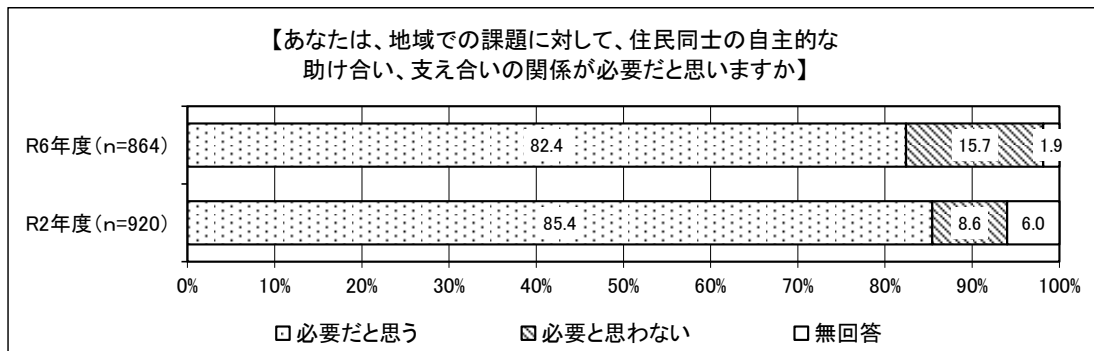
④地域について

ご近所づきあい（問12）：会えばあいさつをする程度（45.8%）で、親しい関係を持つ人は減少傾向。



住民同士の助け合い（問13）：必要だと思う（82.4%）

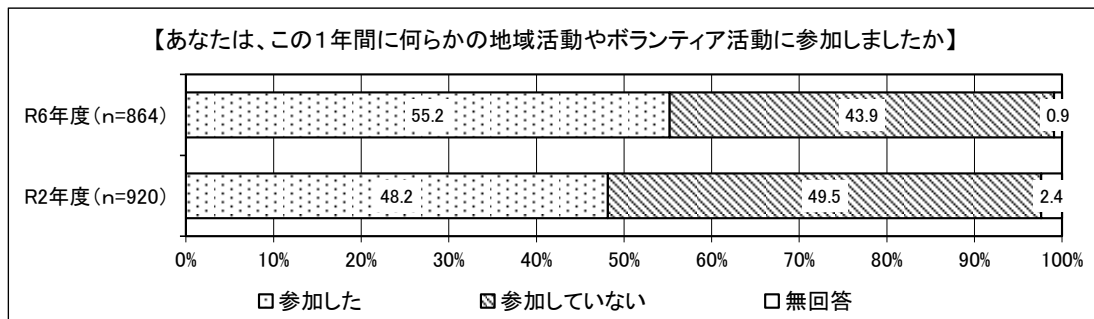
なお、必要と思わない（15.7%）は7.1ポイント増加しており、助け合いや支え合いの必要性への意識が薄れつつある状況がうかがえる。



地域活動やボランティア活動への参加状況（問14）：参加した（55.2%）

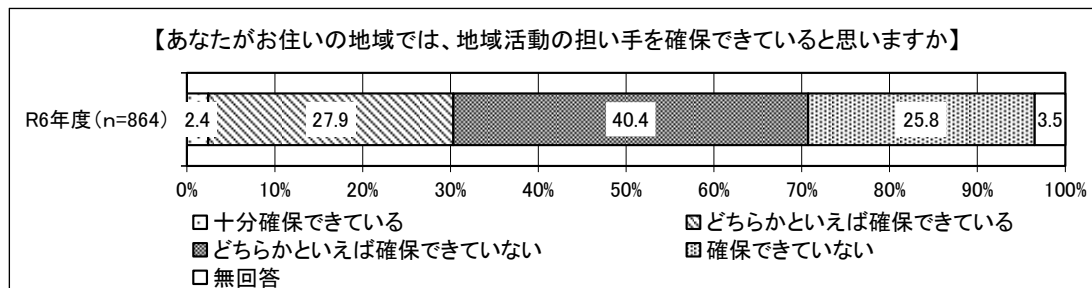
どんな分野の活動に参加したか（問14-1）：町内会などの地域活動（70.6%）

リサイクルや清掃など環境活動（54.5%）



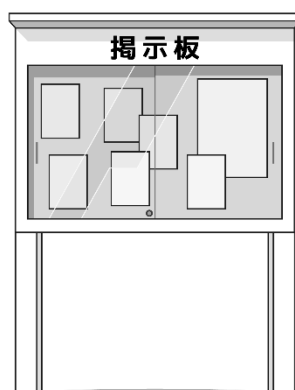
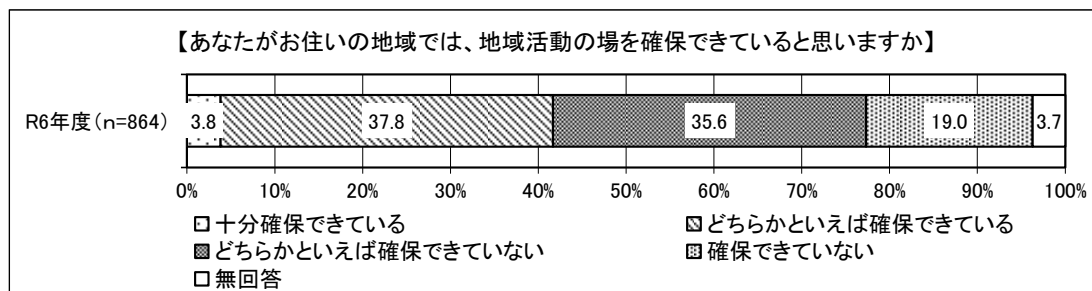
お住いの地域で、地域活動の担い手を確保できているか（問17）：

- ・確保できている（30.3%＝十分確保できている（2.4%）+どちらかといえば確保できている（27.9%））
- ・確保できていない（66.2%＝どちらかといえば確保できていない（40.4%）+確保できていない（25.8%））



お住いの地域で、地域活動の場を確保できているか（問18）：

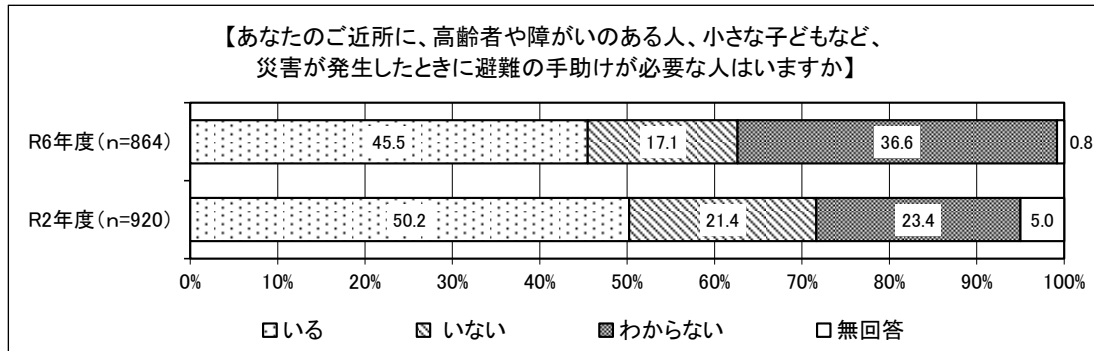
- ・確保できている（41.6%＝どちらかといえば確保できている（37.8%）+十分確保できている（3.8%））
- ・確保できていない（54.6%＝どちらかといえば確保できていない（35.6%）+確保できていない（19.0%））



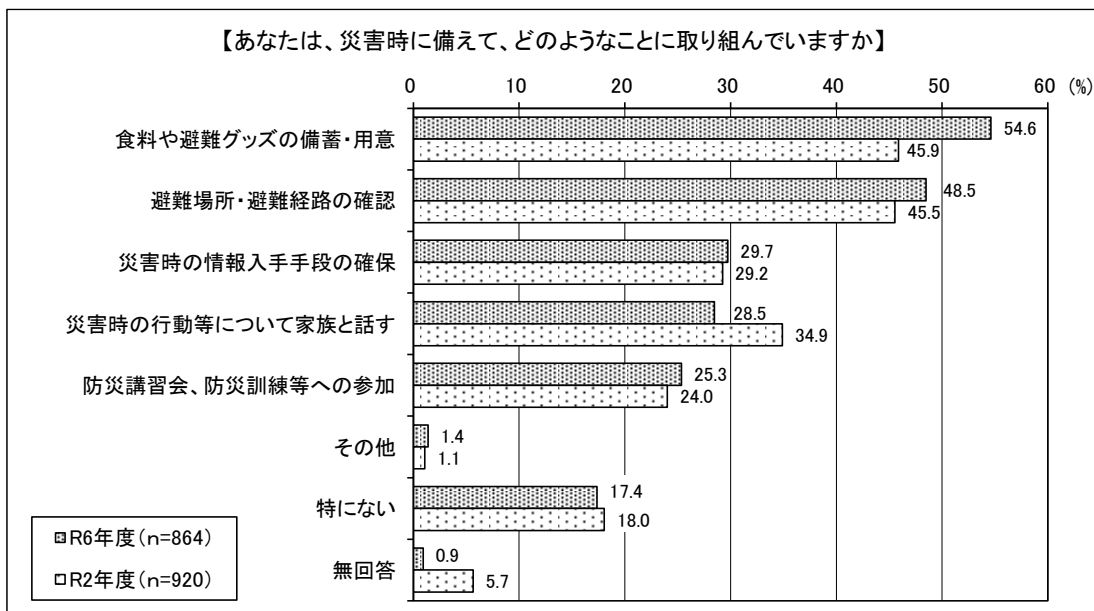
⑤災害に対する備えについて

災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいるか（問19）：いる（45.5%）

特に60歳以上でその比率が高い。



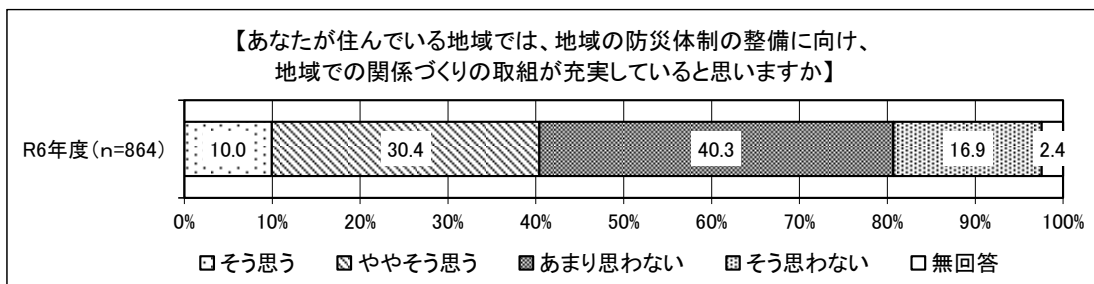
災害に備えた取組（問20）：食料や避難グッズの備蓄・用意（54.6%）、避難場所・避難経路の確認（48.5%）



地域の防災体制の整備に向け、地域での関係づくりの取組が充実していると思うか（問21）：

・思う（40.4%＝そう思う（10.0%）＋ややそう思う（30.4%））

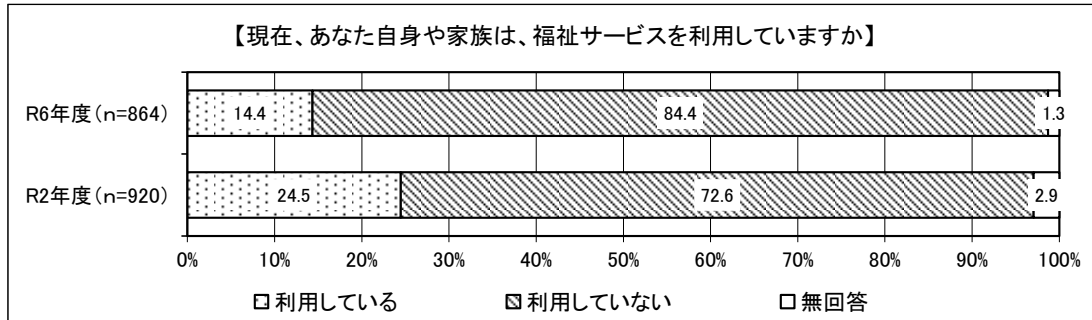
・思わない（57.2%＝あまり思わない（40.3%）＋そう思わない（16.9%））



⑥福祉サービスについて

福祉サービスの利用状況（問23）：利用していない（84.4%）

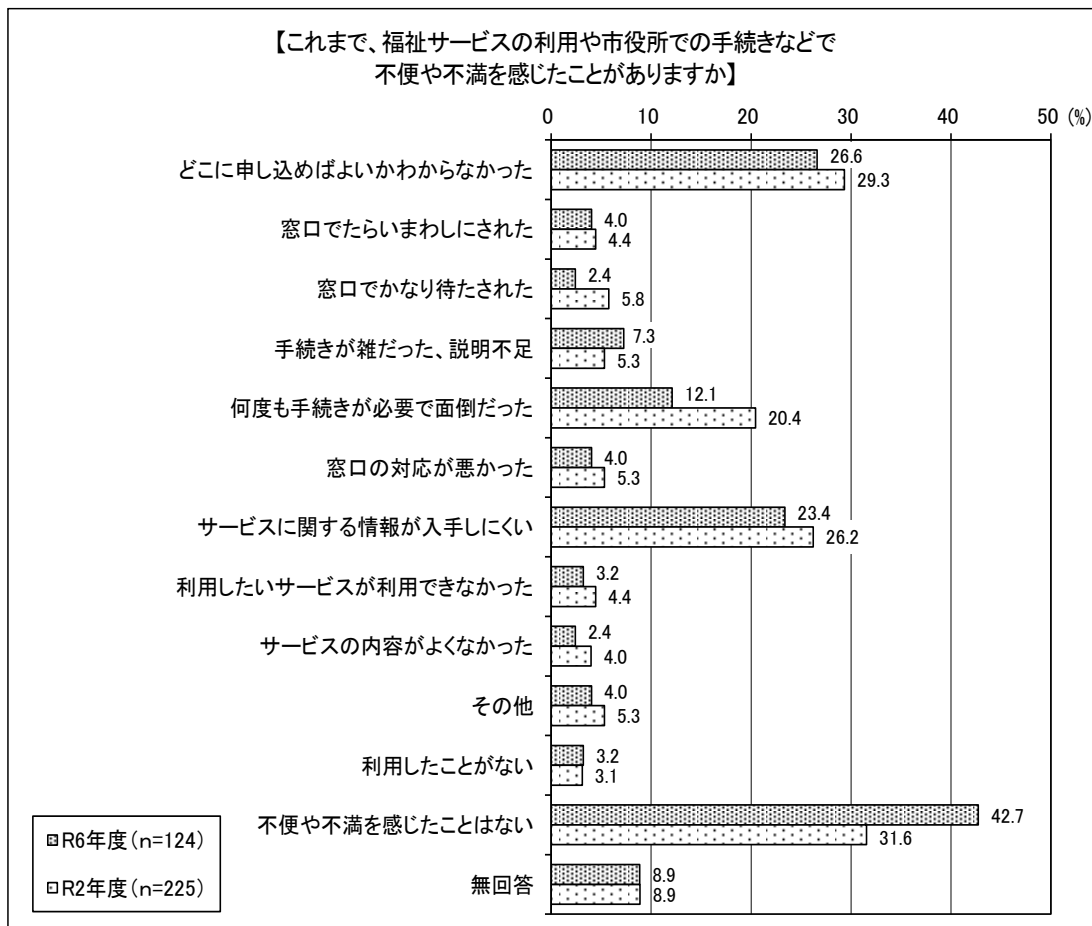
利用しているは30歳代が25.0%と最も高い。



「利用している」と回答した人が感じた不便や不満の内容（問23-1）：

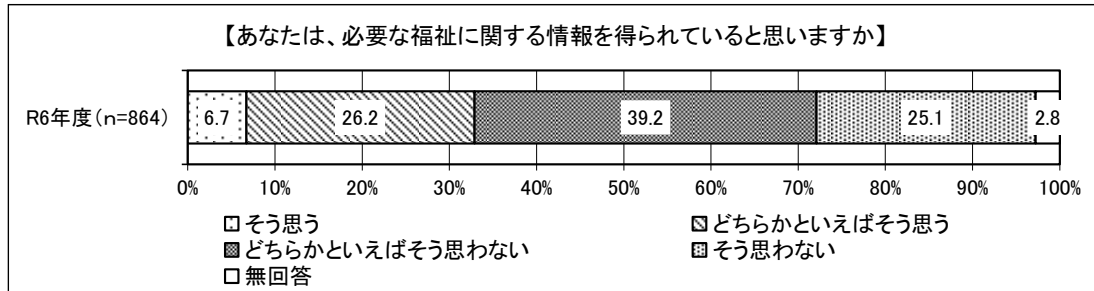
どこに申し込めばよいかわからなかった（26.6%）、サービスに関する情報が入手しにくい（23.4%）

なお、不便や不満を感じたことはない（42.7%）が最も高い。

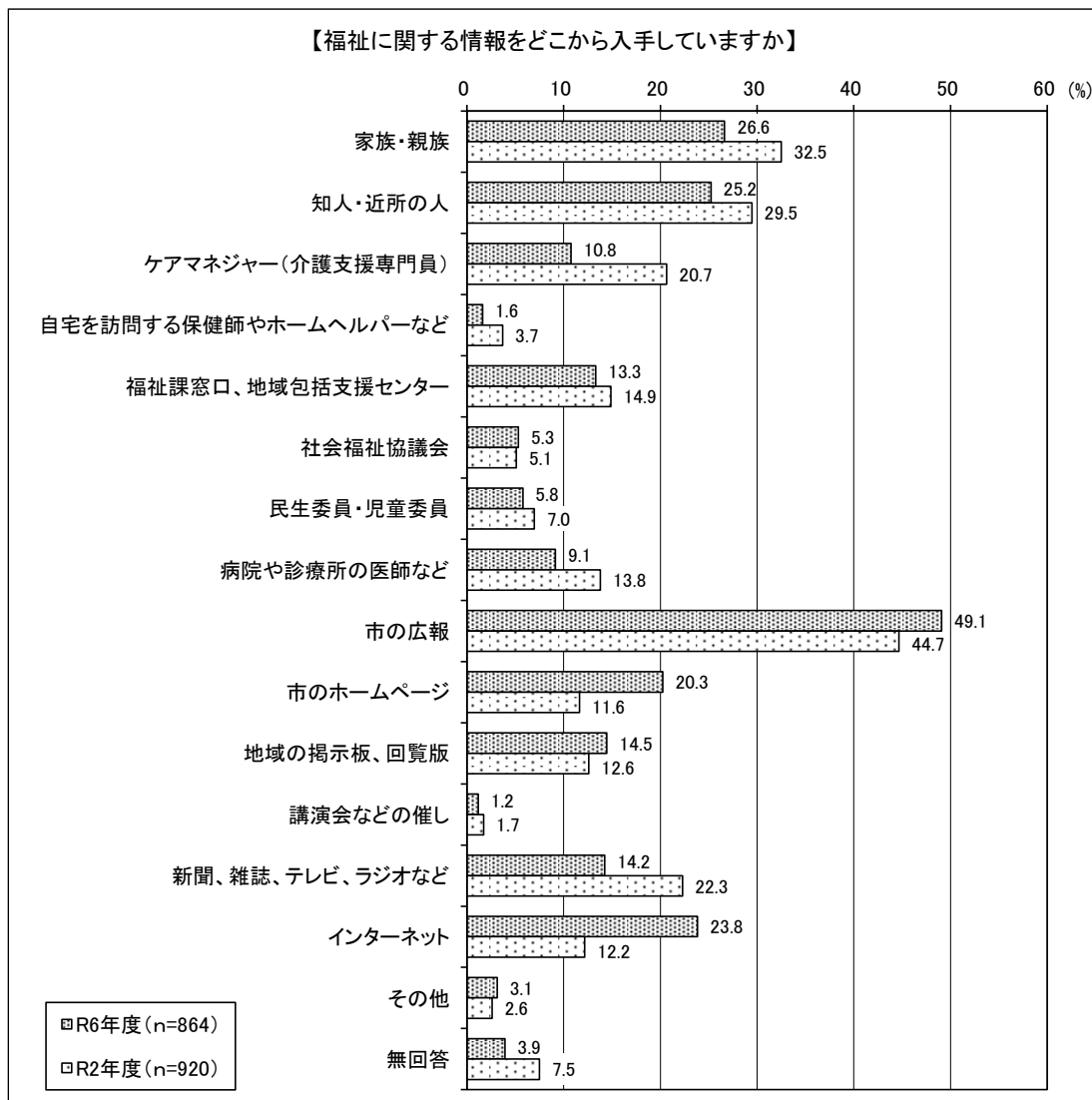


福祉に関する必要な情報を得られているか（問24）：

- ・思う（32.9%＝そう思う（6.7%）＋どちらかといえばそう思う（26.2%））
- ・思わない（64.3%＝どちらかといえばそう思わない（39.2%）＋そう思わない（25.1%））

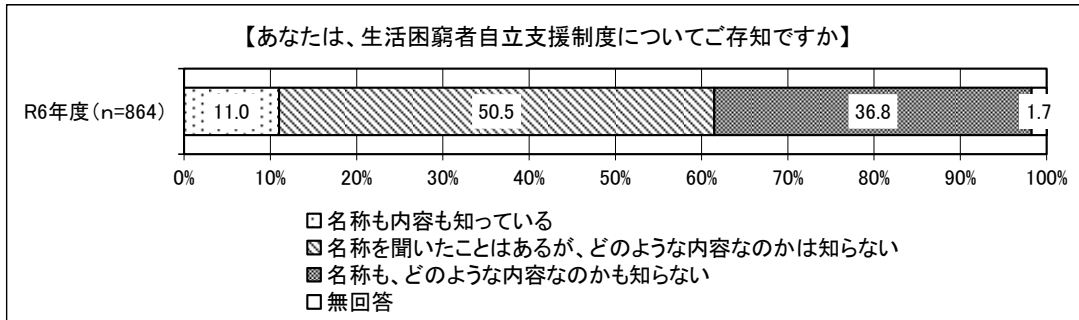


福祉サービス情報の入手先（問25）：市の広報（49.1%）、家族・親族（26.6%）、知人・近所の人（25.2%）、インターネット（23.8%）、市のホームページ（20.3%）と続く。



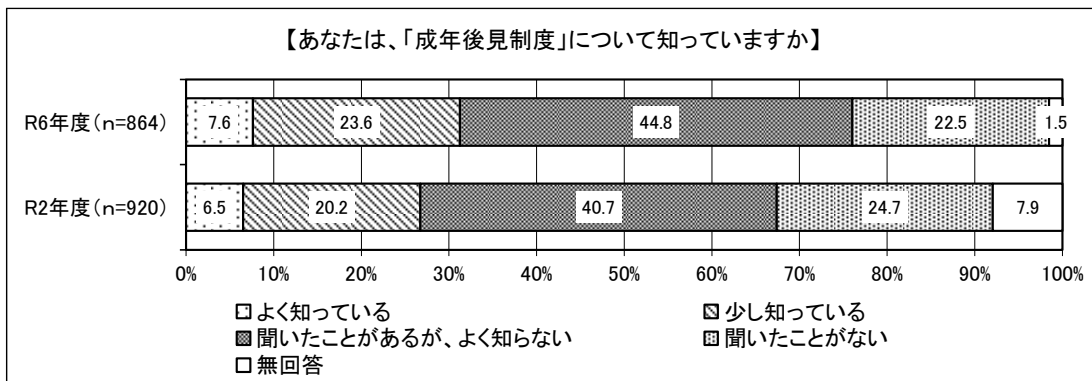
⑦生活困窮者への支援について

生活困窮者自立支援制度（問27）：名称も内容も知っているは11.0%であり、周知を図る必要がある。

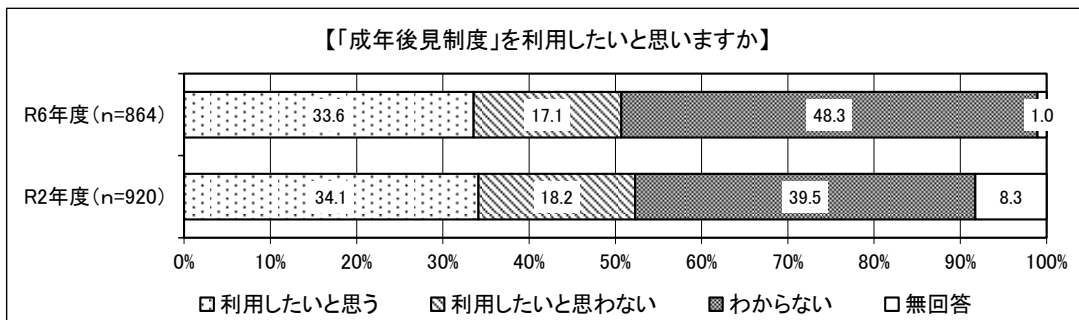


⑧成年後見制度について

成年後見制度（問28）：よく知っている（7.6%）は一部にとどまり、周知を図る必要がある。

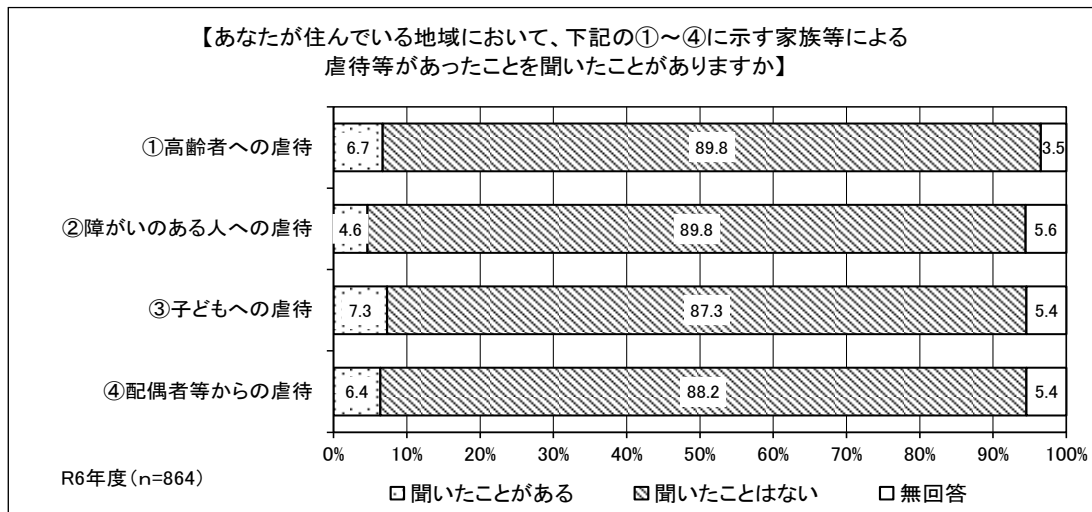


自分自身が判断を十分にできなくなった際の利用（問29）：利用したいと思う（33.6%）



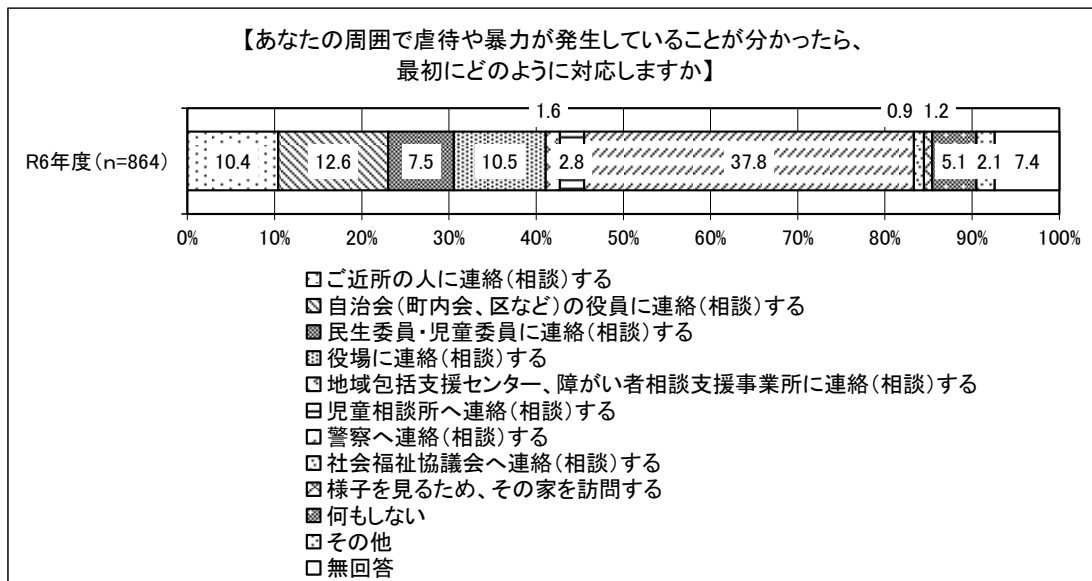
⑨虐待について

地域において家族等による虐待を聞いたことがあるか（問30）：聞いたことがあるは、いずれも5～7%



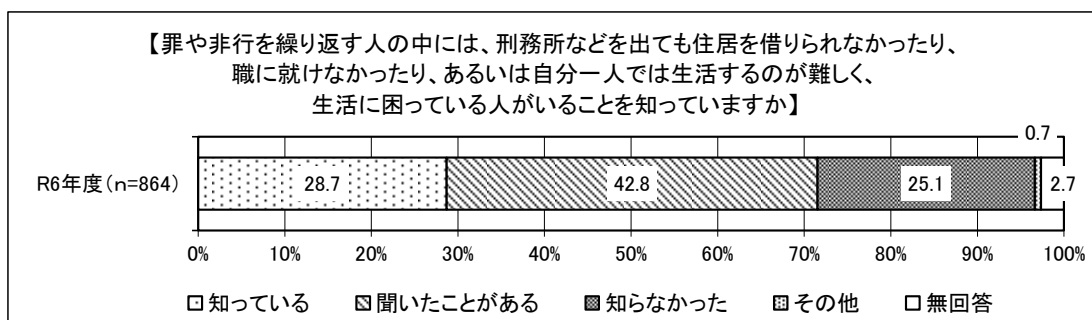
周囲で虐待や暴力が発生していることが分かったときの対応（問31）：

- ・警察へ連絡(相談)する (37.8%) ・自治会(町内会、区など)の役員に連絡(相談)する (12.6%)
- ・役場に連絡(相談)する (10.5%) ・ご近所の人に連絡(相談)する (10.4%)



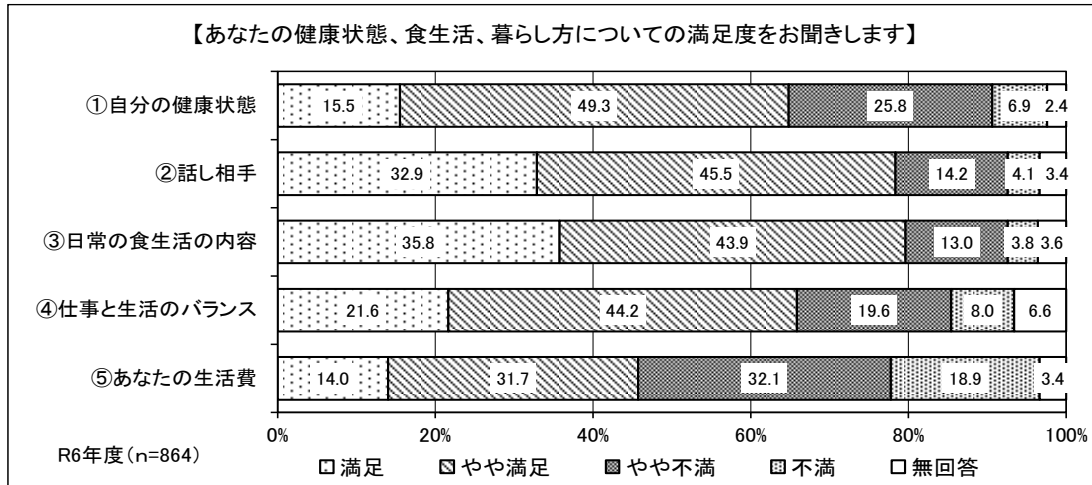
⑩社会復帰について

罪や非行を繰り返す人の中に、住居を借りられない、職につけないといった理由で生活に困っている人がいることを知っているか（問32）：聞いたことがある (42.8%)、知っている (28.7%)



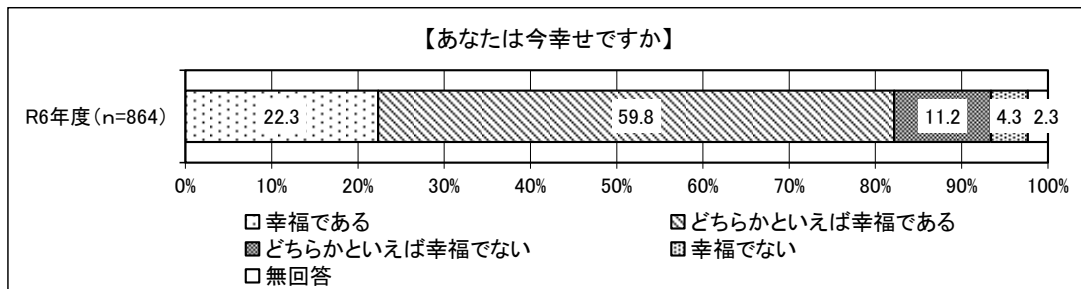
⑪生活の満足度・幸福感について

満足度（問34）：①健康状態、②話し相手、③食生活、④仕事と生活のバランスは“満足度”が高い。
 ⑤生活費は“不満度”（51.0%＝やや不満（32.1%）+不満（18.9%））が半数を超える。



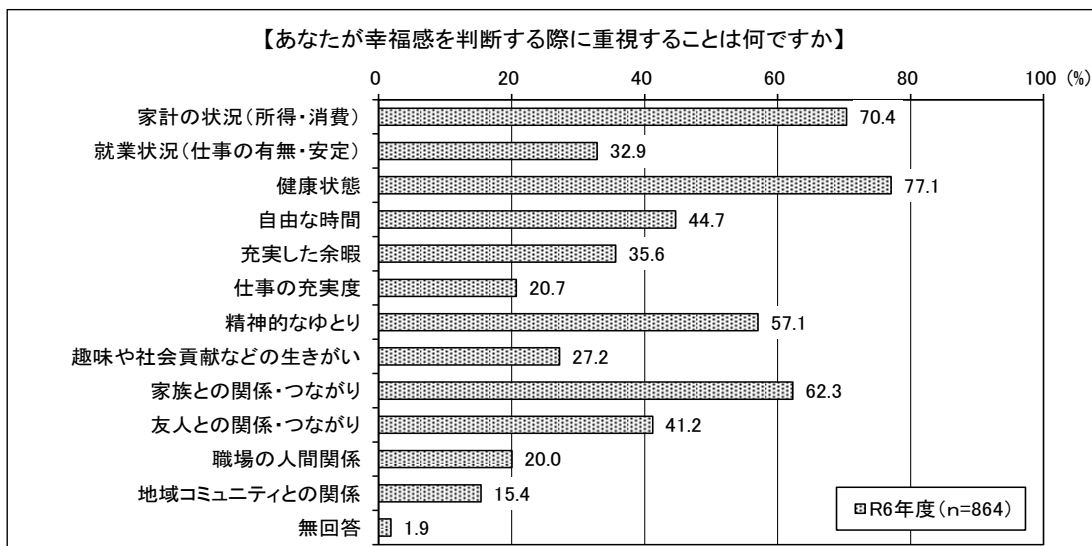
あなたは今幸せか（問35）：

- ・幸福である（82.1%＝幸福である（22.3%）+どちらかといえば幸福である（59.8%））
- ・幸福でない（15.5%＝どちらかといえば幸福でない（11.2%）+幸福でない（4.3%））



幸福感を判断する際に重視される要素（問36）：

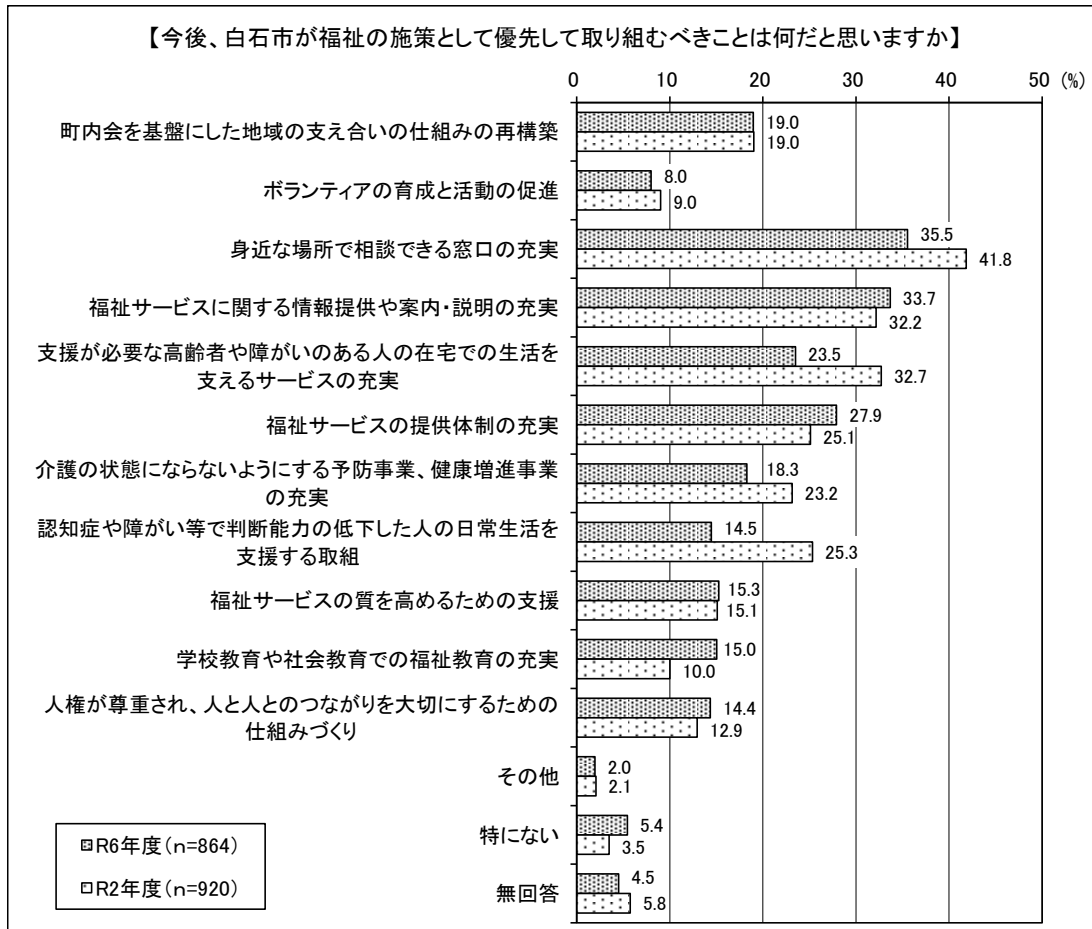
- ・上位の健康状態、家計の状況（所得・消費）、精神的なゆとりは、幸福度に関わらず比率が高い
- ・家族との関係・つながり、友人との関係・つながり、職場の人間関係、地域コミュニティとの関係などは幸福度による差が大きい(幸福でない:低い)。様々な関係・つながりが幸福感の重要な要素。



⑫これからの取組について

白石市が福祉の施策として優先して取り組むべきこと（問37）：

- ・身近な場所で相談できる窓口の充実（35.5%）
- ・福祉サービスに関する情報提供や案内・説明の充実（33.7%）
- ・福祉サービスの提供体制の充実（27.9%）
- ・支援が必要な高齢者や障がいのある人の在宅での生活を支えるサービスの充実（23.5%）



自由回答の意見（問38）：「高齢者施策の充実」や「政策・行政・職員等について」の意見が多い。

⑬アンケート調査から見えてきたこと

幸福感の高い人（幸福である）と低い人（幸福でない）の特徴

・問10.自分らしく落ち着いて過ごせる場所

「自分らしく落ち着いて過ごせる場所がある」と回答した人の割合は、幸福である人が97.9%、幸福でない人が51.4%と大きな差がある。幸福でない人は「自分の部屋」や「インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）」を落ち着いて過ごせる場所として挙げる割合が高い。

・問12.近所づきあい

「つきあいはほとんどない」と回答した人の割合は、幸福である人はやや低く（9.3%）、幸福でない人は13.5%と高い傾向がある。

・問14.地域活動への参加

「地域活動やボランティア活動に参加していない」と回答した人の割合は、幸福でない人が70.3%と非常に高い（幸福である：39.9%）。

・問24.必要な福祉に関する情報の入手

必要な福祉に関する情報を得られているかについて「そう思わない」は幸福でない人は40.5%と最も高く、幸福である人は21.8%と他より低い結果となっている。

・問34.生活の満足度

「満足」と回答した人の割合は、幸福である人が高く、幸福でない人は「不満」と回答する割合が高い結果となっている。

以上のように、幸福度によって生活の質や地域活動への参加意識、必要な情報の入手などに差が見られる。このことは、地域福祉を推進することにより、住民の幸福感を高めていくことが期待されるものでもあり、幸福感の観点も踏まえて地域福祉の取組を推進していくことが重要となると考えられる。



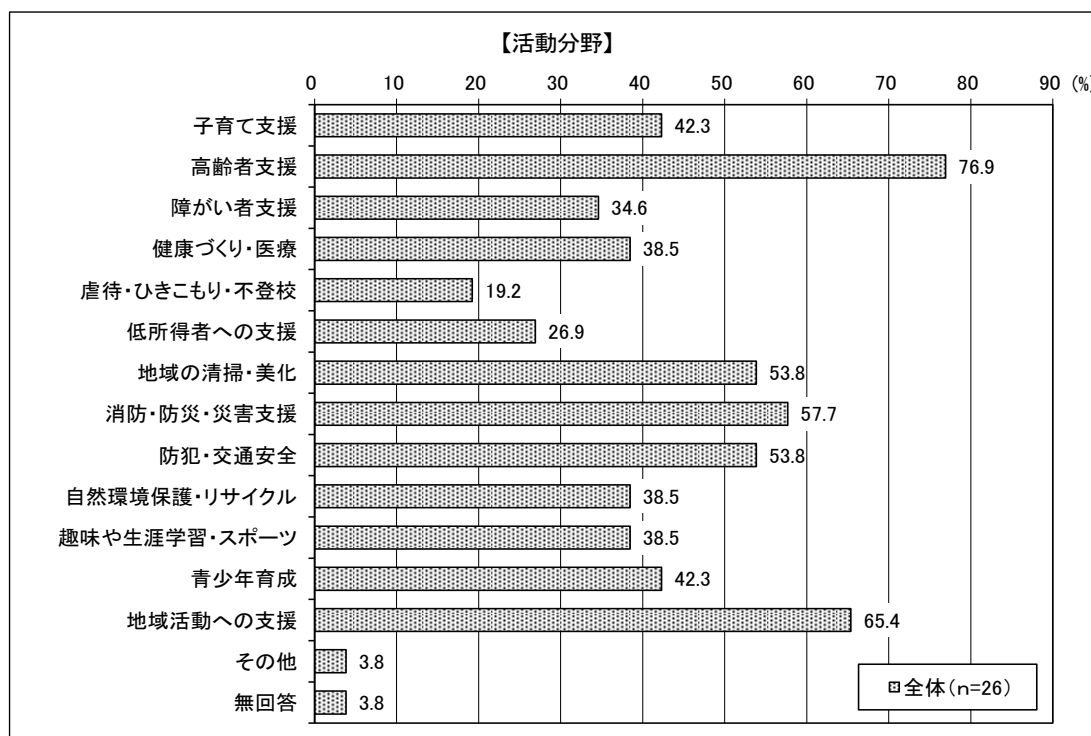
(2) 関係団体等アンケート調査

①調査の概要

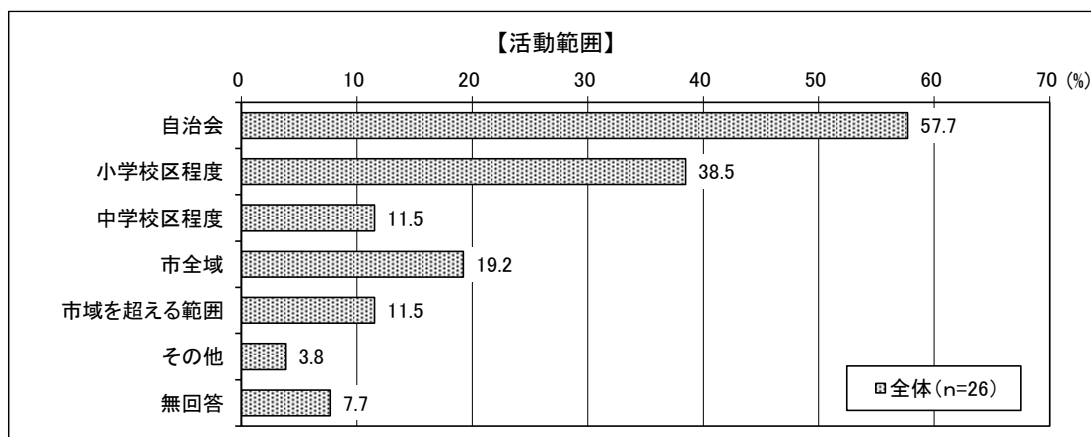
調査の目的	地域福祉についての考えや意識等を把握し、「第2期白石市地域福祉計画」を策定するための基礎調査として実施した。		
対象者	地域で活動している団体等		
調査実施方法	郵送による配付・回収		
調査期間	令和7(2025)年5月12日(月)～5月26日(月) (5月28日(水)到着分まで集計)		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	42	26	61.9%

②団体等の活動概要

活動分野：高齢者支援(76.9%)、地域活動への支援(65.4%)、消防・防災・災害支援(57.7%)、地域の清掃・美化、防犯・交通安全(ともに53.8%)、子育て支援(42.3%)、障がい者支援(34.6%)、健康づくり・医療(38.5%)、自然環境保護・リサイクル(38.5%)、趣味や生涯学習・スポーツ(38.5%)、低所得者への支援(26.9%)、虐待・ひきこもり・不登校(19.2%)、青少年育成(42.3%)、その他(3.8%)、無回答(3.8%)



活動範囲：自治会(57.7%)、小学校区程度(38.5%)、市全域(19.2%)、中学校区程度(11.5%)、市域を超える範囲(11.5%)、その他(3.8%)、無回答(7.7%)

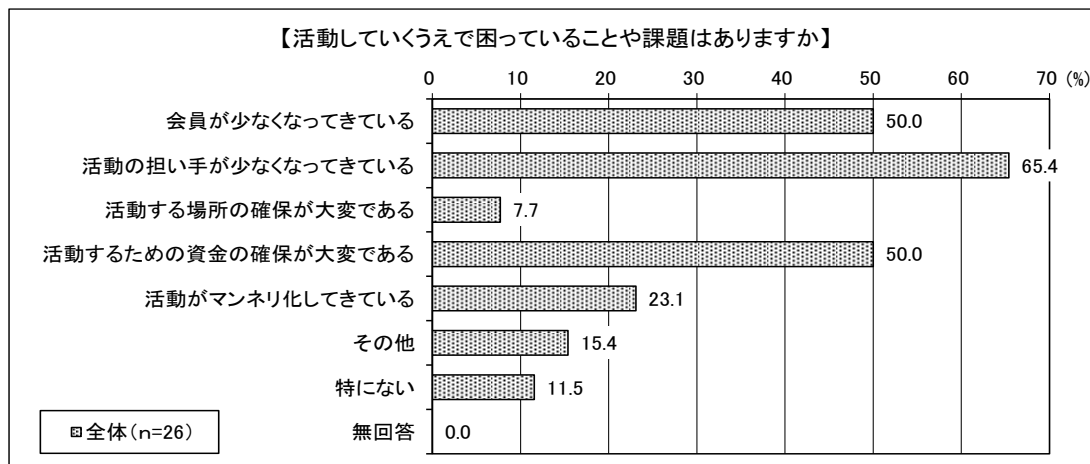


③活動について

活動していくうえでの課題（問2）：活動の担い手が少なくなっている（65.4%）

会員が少なくなっている（50.0%）

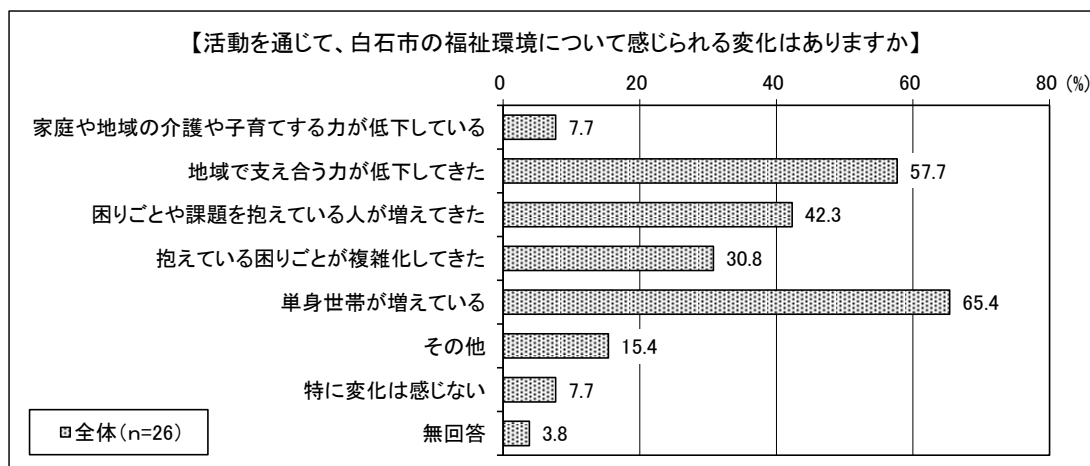
活動するための資金の確保が大変である（50.0%）



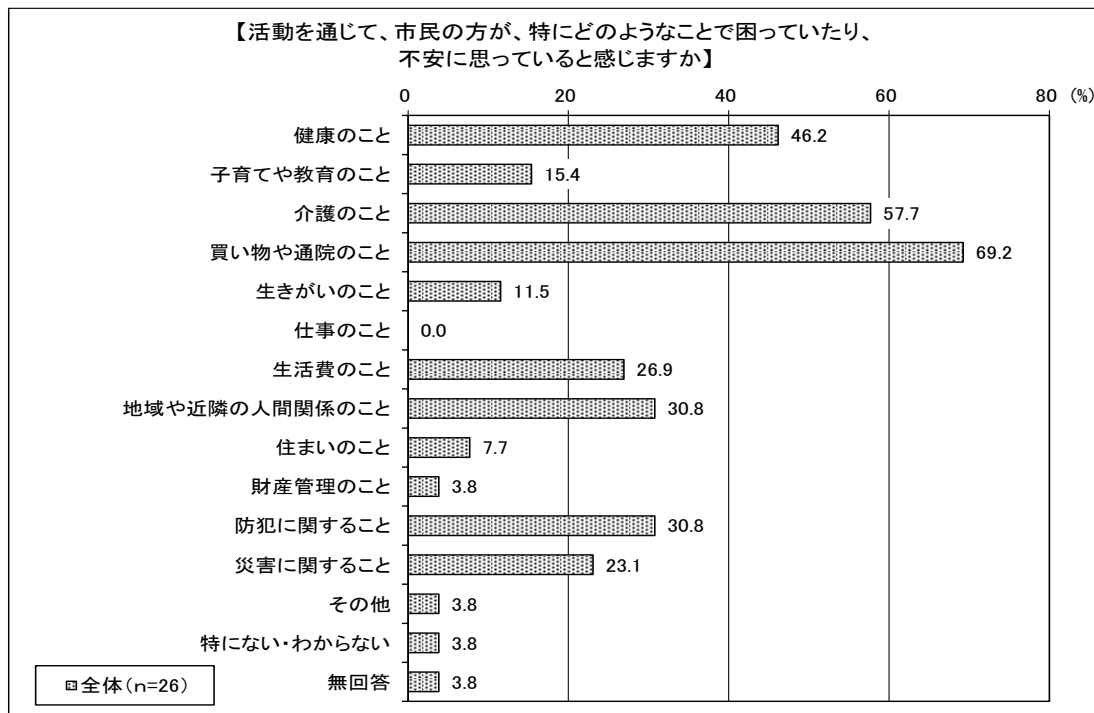
福祉環境の変化（問3）：単身世帯が増えている（65.4%）

地域で支え合う力が低下してきた（57.7%）

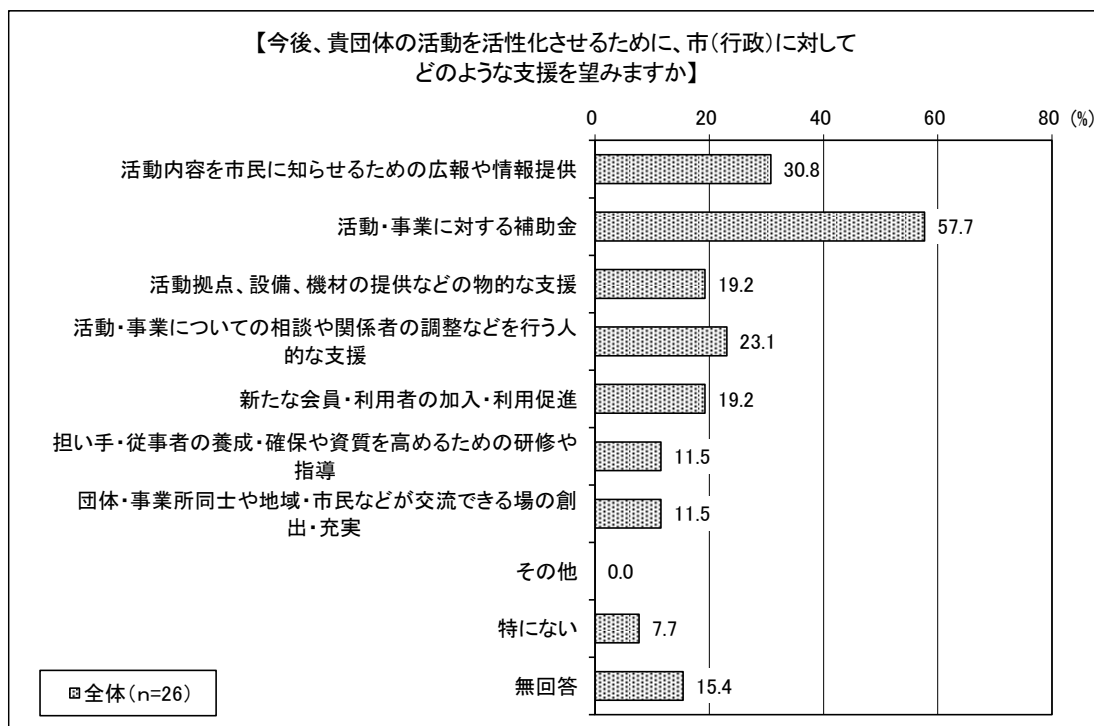
困りごとや課題を抱えている人が増えてきた（42.3%）



市民の困りごと（問4）：買い物や通院のこと（69.2%）、介護のこと（57.7%）、健康のこと（46.2%）

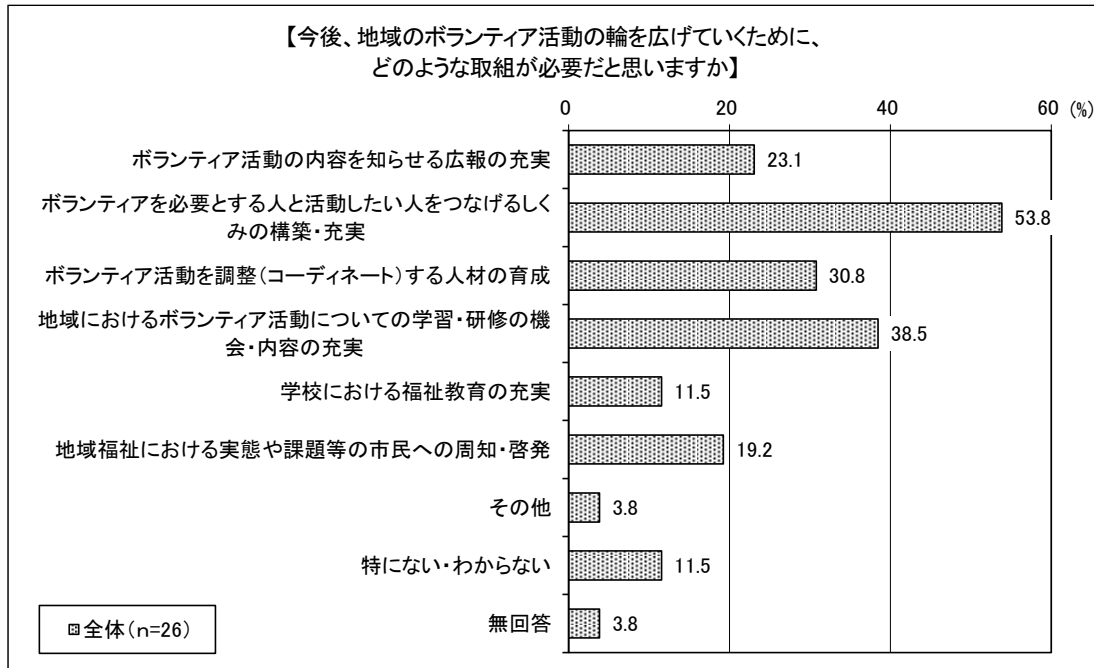


活動を活性化させるために市に望む支援（問6）：活動・事業に対する補助金（57.7%）、活動内容を市民に知らせるための広報や情報提供（30.8%）



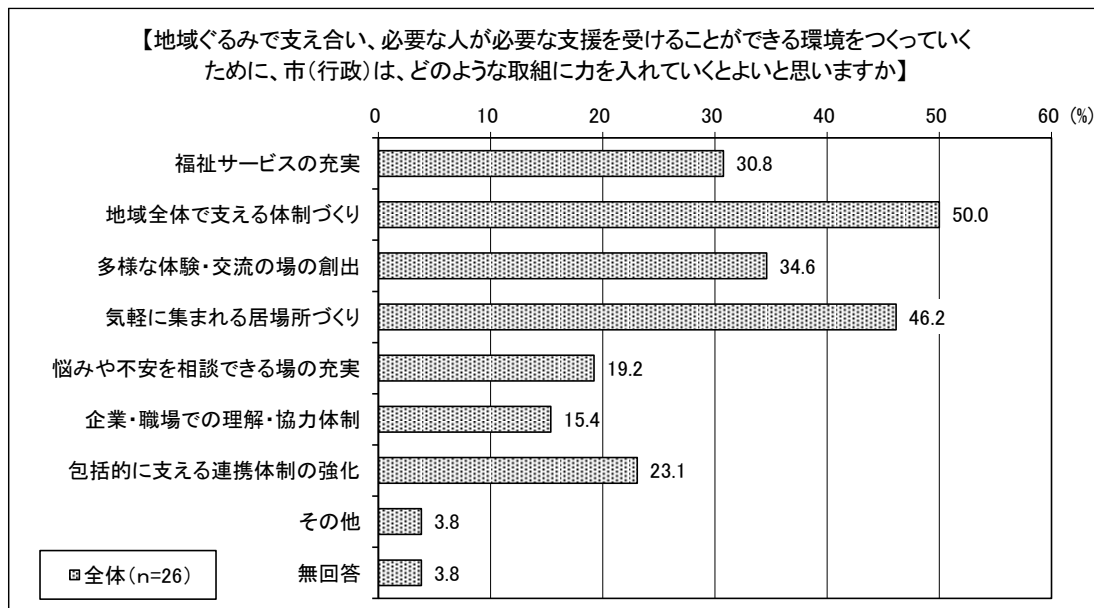
地域のボランティア活動の輪を広げるために必要な取組（問7）：

- ・ ボランティアを必要とする人と活動したい人をつなげる仕組みの構築・充実（53.8%）
- ・ 地域におけるボランティア活動についての学習・研修の機会・内容の充実（38.5%）
- ・ ボランティア活動を調整（コーディネート）する人材の育成（30.8%）

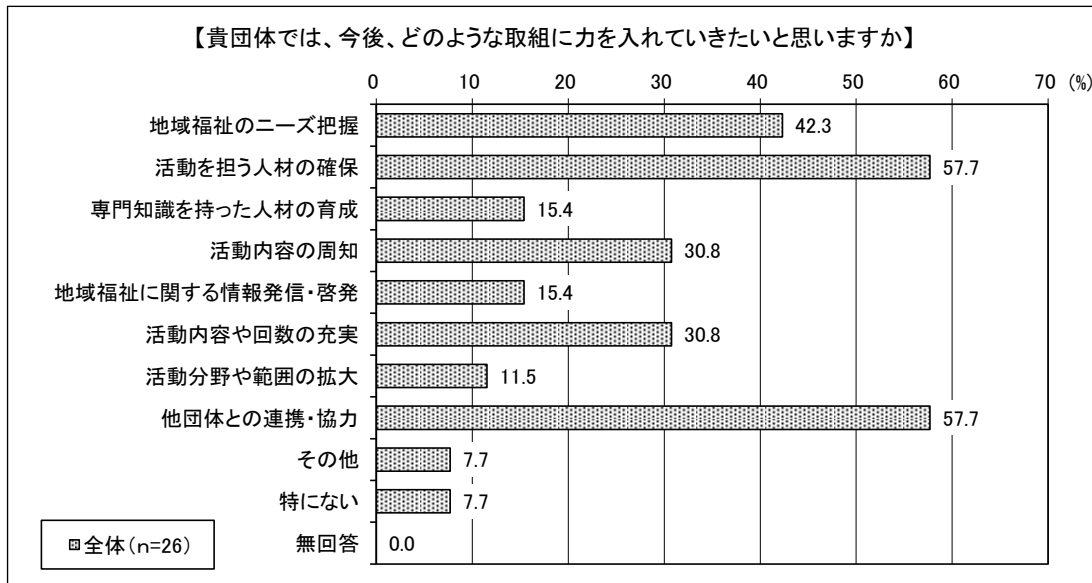


必要な支援を受けるための環境をつくるために市（行政）が力を入れるべき取組（問8）：

- ・ 地域全体で支える体制づくり（50.0%）
- ・ 気軽に集まれる居場所づくり（46.2%）
- ・ 多様な体験・交流の場の創出（34.6%）
- ・ 福祉サービスの充実（30.8%）



今後、力を入れていきたい取組（問9）：活動を担う人材の確保（57.7%）
 他団体との連携・協力（57.7%）



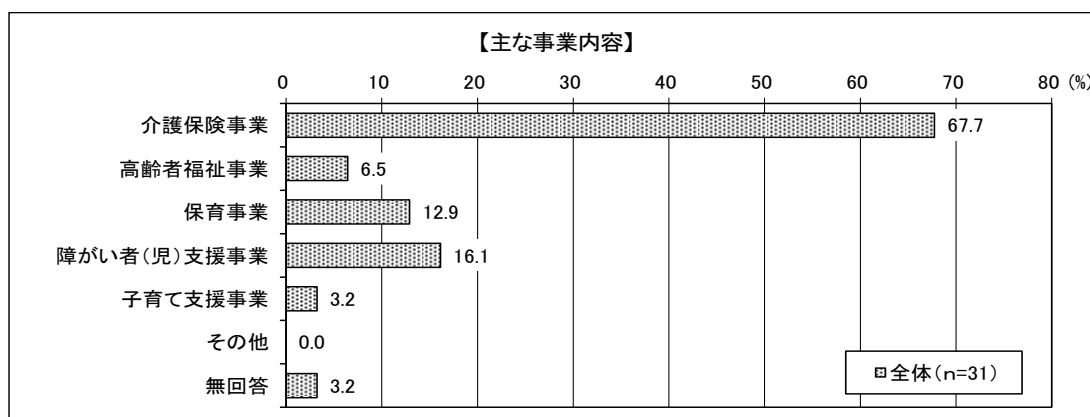
(3) 事業者アンケート調査

①調査の概要

調査の目的	地域福祉についての考えや意識等を把握し、「第2期白石市地域福祉計画」を策定するための基礎調査として実施した。		
対象者	地域で活動している事業者		
調査実施方法	郵送による配付・回収		
調査期間	令和7（2025）年5月12日（月）～5月26日（月） （5月28日（水）到着分まで集計）		
回収結果	配付数	回収数	回収率
	47	31	66.0%

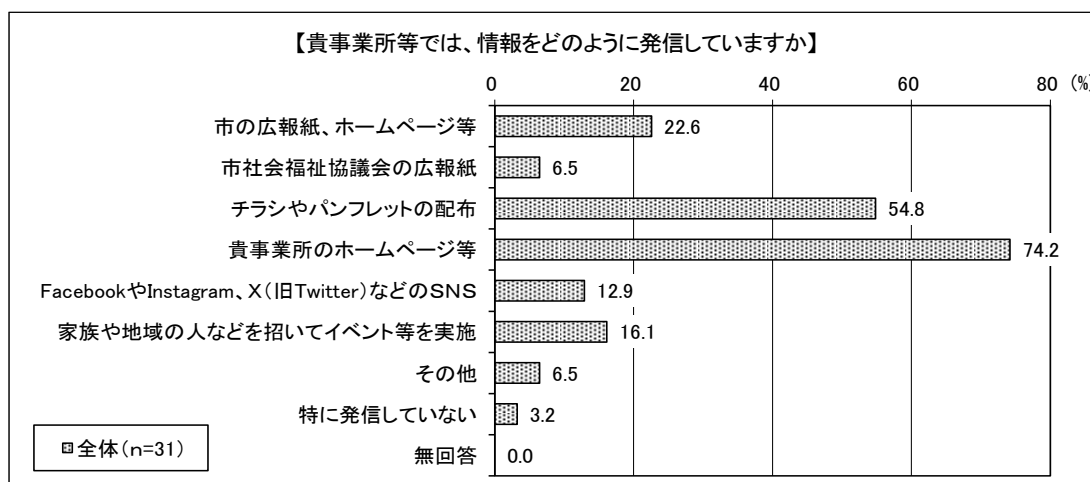
②団体等の活動概要

主な事業内容：介護保険事業（67.7%）

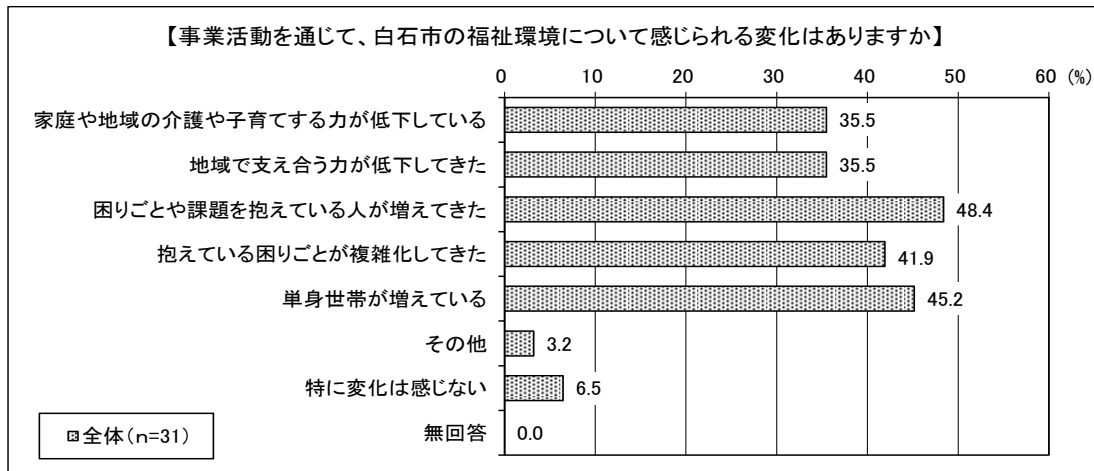


③活動について

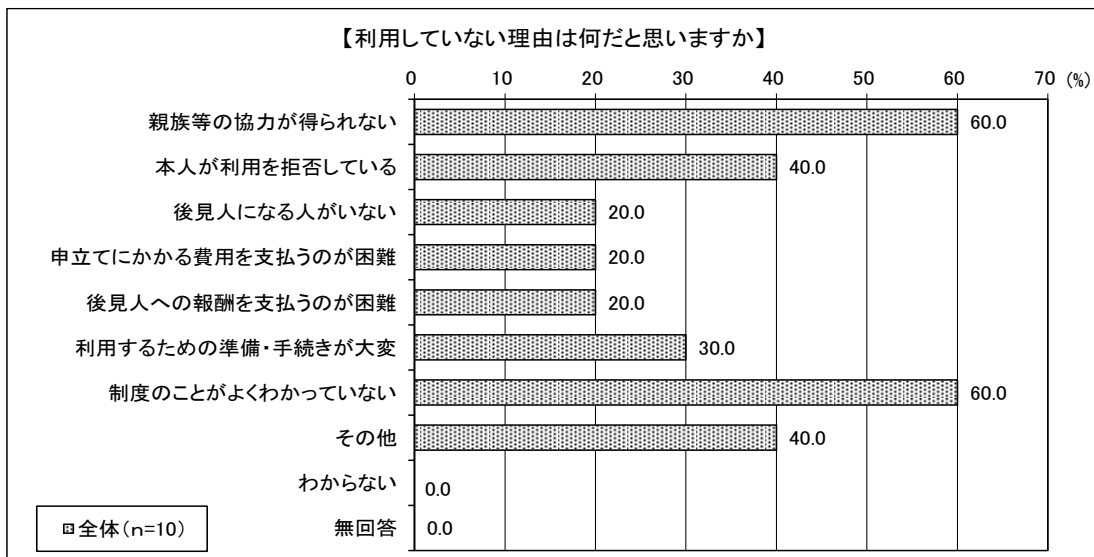
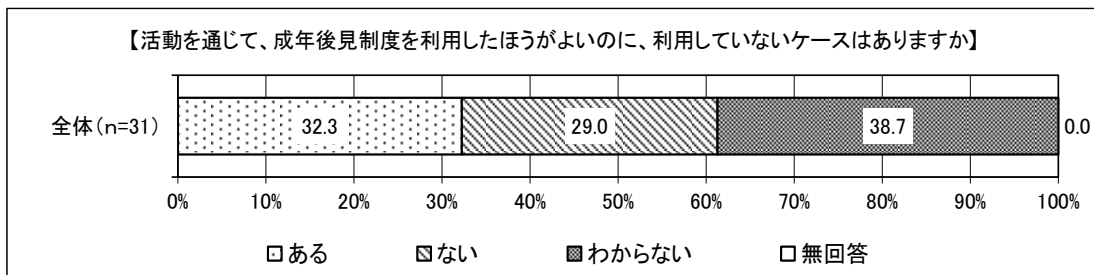
情報の発信（問2）：貴事業所のホームページ等（74.2%）、チラシやパンフレットの配布（54.8%）



福祉環境の変化（問3）：困りごとや課題を抱えている人が増えてきた（48.4%）
 単身世帯が増えている（45.2%）
 抱えている困りごとが複雑化してきた（41.9%）



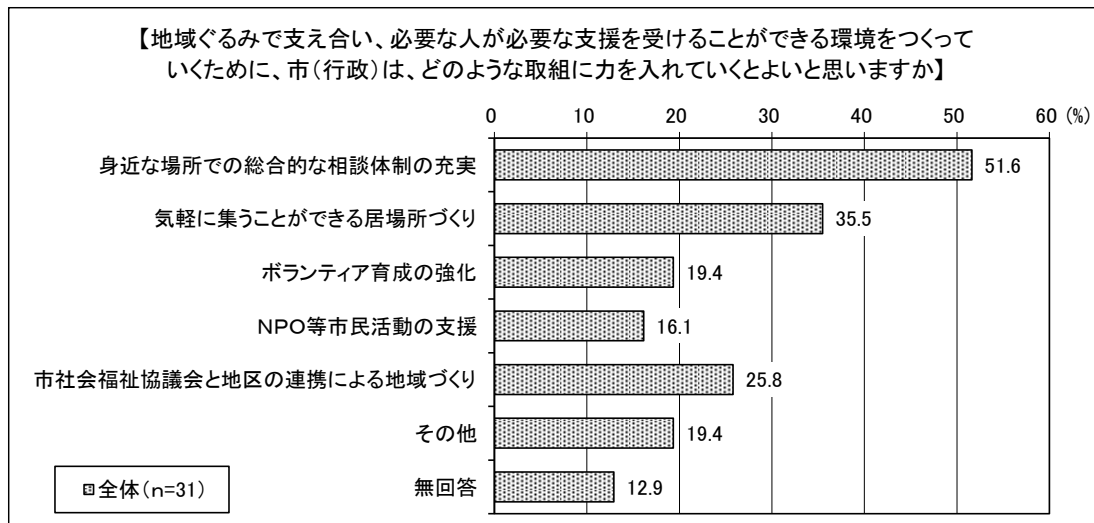
成年後見制度を利用していないケース（問4）：ある（32.3%）
 利用していない理由（問4-1）：親族等の協力が得られない（60.0%）
 制度のことがよくわかっていない（60.0%）



事業所が行う地域貢献などの地域活動（問5）：

- ・現在実施している活動：「健康・介護予防等活動」、「地域行事への参加」、「清掃活動」、「相談支援」などのほか、「施設の開放」や「独自企画による交流」など。
- ・今後必要だと思う事業活動：「相談支援」、緊急時の受け入れや見守り等の「体制づくり」、事業所の「情報発信」、行事等による「交流」など。

力を入れるとよい市の取組（問6）：身近な場所での総合的な相談体制の充実（51.6%）、気軽に集うことができる居場所づくり（35.5%）、市社会福祉協議会と地区の連携による地域づくり（25.8%）



6. 白石市地域福祉懇談会にみる地域の状況

第1期白石市地域福祉計画を策定した2年後（令和5（2023）年3月）に、計画期間を令和5（2023）年度から令和7（2025）年度の3年間とする「第1次白石市地域福祉活動計画」が白石市社会福祉協議会により策定されました。日常生活圏域9地区ごとに住民主体の地域福祉活動を活発化するための計画であり、住民参加のもと計画づくりがなされたものです。

第2期白石市地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉活動計画と一体の取組のもと策定することが望ましく、両計画の改定のため、各地区において白石市地域福祉懇談会を開催し、地域の福祉課題やこれまでの取組、将来の地区の目標などについて地域の方々为主体となって検討する場を設け、両計画づくりに市民の意向を参考にしました。

白石市地域福祉懇談会は各地区3回開催し、若者など多世代の参加のもと、各地区の計画づくりに取り組みました。

◇白石市地域福祉懇談会開催状況

地区名	第1回	第2回	第3回
白石	9月26日（金）	11月4日（火）	1月26日（月）
越河	9月4日（木）	10月23日（木）	1月21日（水）
斎川	9月3日（水）	10月30日（木）	1月22日（木）
大平	9月17日（水）	11月11日（火）	1月22日（木）
大鷹沢	9月3日（水）	10月16日（木）	12月24日（水）
白川	8月26日（火）	9月30日（火）	11月26日（水）
深谷	9月3日（水）	11月5日（水）	12月24日（水）
福岡	9月1日（月）	10月29日（水）	1月27日（火）
小原	9月1日（月）	10月6日（月）	1月8日（木）

◇白石市地域福祉懇談会の様子（福岡地区・第1回）



7. 本市の福祉課題

(1) 社会背景

○地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域のすべての住民が役割を持ち支え合う「地域共生社会」の実現。
- ・社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を活用した「包括的支援体制」の充実。

○成年後見制度の利用促進

- ・「地域共生社会」の実現に向けて「権利擁護支援」を推進する中で、その人の目指す暮らしを支える一つの仕組みとして「成年後見制度」が役割を果たすことができる体制の整備。

○再犯防止の推進

- ・犯罪をした人等が孤立することなく社会の一員として復帰することができるようにすることで、安全安心に暮らせる社会の実現に寄与。

○ウェルビーイングの考え

- ・社会的にも満たされるという考え「地域福祉におけるウェルビーイング」を踏まえて、地域福祉の取組の充実を検討。

(2) 本市の状況より

○人口減少と高齢化の進展

- ・総人口は減少。総人口の過半数(53.1%)を占める白石地区も人口減少。
- ・高齢化率は38.2%で、小原地区(63.0%)が最も高く、越河、斎川地区も50%を超える。
- ・平成17(2005)年以降、総世帯数は減少(または横ばい)だが、単独世帯及び核家族世帯の割合は増加。

○福祉の状況

- ・要介護・要支援認定者数や認知症高齢者数は減少傾向。障害者手帳所持者は全体では減少・横ばい傾向だが、療育・精神障害者は増加(身体障害者は減少)。
- ・保育園入所児童数は減少しているが、放課後児童クラブ登録者数は増加傾向。
- ・生活保護世帯は横ばい。老人クラブやシルバー人材センターの会員数は減少。

○アンケート調査結果報告より

(市民アンケート)

- ・ご近所づきあいは、「親しい関係」は減少。地域活動の「担い手」不足、「活動の場」の不足の回答は過半数である。
- ・災害対策の意識は、避難支援が必要な人が近所に「いる」が約半数、一方「わからない」が36.6%。
- ・福祉サービスの利用者は15.6%で30代に多い。利用時の不便は申し込み方法不明や情報不足が上位である。必要な情報を得ていると感じるのは32.9%で、多くは不足感を持っている。

情報入手は市広報紙や家族、インターネットが中心である。

- ・生活困窮者支援と成年後見制度の認知度は1割前後。成年後見制度の利用意向は33.6%。
- ・虐待の認識と対応について、虐待を聞いたことがあるのは5～7%。虐待発覚時の対応は警察連絡が37.8%で最多。自治会の役員や民生委員・児童委員へ連絡する割合は、地区で違いがみられる。
- ・社会復帰支援の認知で、犯罪や非行歴者の生活困窮問題を知っている人は約3割。
- ・生活満足度と幸福感は、健康状態や話し相手、食生活、仕事と生活のバランスには満足が多いが、生活費の不満は51.0%。幸福感は82.1%が「幸福である」と回答し、健康や家計、精神的ゆとりが幸福感に影響。家族や友人、地域との関係性が幸福感に大きく関わる。
- ・今後の福祉施策の優先課題は、相談窓口の充実、福祉サービスの情報提供と案内、サービス提供体制の強化、高齢者や障がい者の在宅支援サービスの充実が求められている。

(関係団体アンケート)

- ・活動分野は、高齢者支援や地域活動支援、防災、清掃活動が中心である。
- ・「担い手不足」や「会員減少」、「資金確保困難」が課題である。
- ・福祉環境の変化として過半数が「単身世帯の増加」、「支え合う力の低下」を指摘し、「困りごとを抱える人が増加」していることを4割以上が感じている。
- ・市民の困りごとは「買い物や通院」、「介護」が多い。市への要望は「補助金」や「広報紙及び情報提供」が、支え合いの地域づくりのためには、「地域で支える体制づくり」や「居場所づくり」を求める声が多い。

(事業者アンケート)

- ・福祉環境の変化として4割以上が「困りごとを抱える人が増加」、「単身世帯の増加」、「困りごとが複雑化」を感じている。
- ・成年後見制度の利用には「親族等の協力」や「制度の理解」が必要である。
- ・今後は「相談体制の充実」や「居場所づくり」、「社協と地区の連携強化」を重視している。

○白石市地域福祉懇談会意見

- ・地域福祉計画に基づく「共生会議」が設置され、計画に基づく具体的な取組が行われている地区がある一方で、まだ会議体が組織・機能していないなど、地区により進捗に差がある。
- ・「サロン」活動は各地区で行われているものの、高齢化による参加者減少や担い手不足、運営費の確保などの課題が多くは共通して挙げられる。レクリエーション活動において、多世代が参加可能な内容に見直すことで多くの参加があり、地域のつながりを深める事例も見受けられた。
- ・個人情報保護と高齢者の孤立、認知症対応、ごみ出しや買い物、交通の問題、世代間交流の促進など地域の具体的課題について意見が交わされ、地域と行政、社協が連携して解決策を検討する方向性などの意見交換も行われた。
- ・市の地域福祉計画、社会福祉協議会の活動計画、まちづくりの地区計画が個々に策定されているため住民の負担が大きいため、今後はまちづくりの福祉分野としての連携・一体的な策定を目指す意向が示された。
- ・第2回白石市地域福祉懇談会は、若者世代が参加しやすい平日夜に開催することとし、チラシの配布とともに、LINE等によりPTAや中学生、学校関係者など幅広く参加を呼びかける。

8. 第2期地域福祉計画の策定に向けた課題のまとめ

(1) 多様化・複合化する地域課題への対応

- ・8050問題やヤングケアラー、社会的孤立、生活困窮など、地域の福祉課題が多様化・複合化しています。本市においても「金銭問題」や「認知症」、「病気」、「家族関係」など複合的な問題を抱える相談者が増えています。
- ・これまで、高齢者や障がい者、子どもなどそれぞれに相談機関を設置し、相談・支援に取り組み、さらに関係機関や専門職等との連携を図りながら多様化・複合化する課題に対応してきましたが、相談が長期化するなど、さらなる連携による対応が求められます。
- ・市民アンケートで、地域生活で悩んだり、困ったりした時の相談相手・場としては、「家族」や「友人・知人」の比率が高くなっていますが、より専門的な相談の場として「市役所の相談窓口」などの公的機関の比率が増加していくことが望まれます。「断らない相談支援」に向けて、より適切な相談・支援への対応が求められます。
- ・地域活動が活発な地区においては、「民生委員・児童委員」や「町内会の役員など」が相談相手となるケースも少なくなく、普段からの交流や信頼が高い様子が見受けられます。多様化・複合化する福祉課題は民生委員・児童委員等にとっても解決は容易ではなく、民生委員・児童委員等が悩み・抱え込むことがないよう、多様な機関の連携・協働により適切な支援につなげることができる体制のさらなる整備・充実が望まれます。

(2) 人口減少・高齢化社会におけるコミュニティ活動の継続

- ・核家族化、生活様式の変化などを背景に、隣近所とのつき合いが希薄化する傾向が見受けられ、本市においても市民アンケート結果よりその傾向が見受けられます。隣近所とのつき合いが「ほとんどない」は、50歳代で1割を超え、若い世代はその傾向がより顕著となっています。
- ・本市では、地区ごとの公民館活動等が活発に行われており、町内会活動等への参加率も高い地域が多く、地区の祭りへの高校生等若者の参加など、多世代交流の様子も見受けられます。しかし、活動の担い手や会員の減少、自動車免許返納等による移動手段のない高齢者等の参加に苦労されている状況は多くの地区で共通の課題となっており、その対応が求められます。
- ・出生数の減少とともに市外への転出により子ども・若者が少なくなっていることや、若い世代の共働き世帯の常態化による担い手の減少が課題となっています。また、定年年齢の引き上げにより地域で活動する高齢者の年齢も引き上げられている状況などから、課題解決は容易ではありません。
- ・若い世代が活躍できる場や機会の整備を図るとともに、役割分担を行い、若い世代とともに活動できるよう取組を進めていくことが求められます。また、地域の民間事業者等の協力を得て、協働・役割分担などにより活動を維持・活性化していくことも望まれます。
- ・幸福度と地域コミュニティ等とは密接な関係があり、「幸福」な人ほど「地域コミュニティとの関係」を大切にする比率が高い結果となっています。一人ひとりの幸福度を高めていくためにも、地域コミュニティとの関係を大切にしていける取組を進めていくことが望まれます。

(3) 暮らし続けるための福祉サービス等の充実

- ・福祉サービスの利用者が感じる不便や不満として、「どこに申し込めばよいかわからなかった」や「サービスに関する情報が入手しにくい」がともに2割を超える高い比率となっています。一般市民においても、福祉に関する必要な情報を得られているかについては、「(得られていると) 思わない」が6割を超え、多くの市民が情報の入手に関して不満を感じています。
- ・市の広報紙やホームページに加え、自治会等による回覧、インターネット・SNSなど、情報の受け手を意識した多様なメディアの活用など、工夫のある情報の発信が望まれます。
- ・介護保険や子育て支援等の公的な福祉サービス・支援に加え、地域共生会議の設立・課題解決に向けた活動の具体化等により、住民による支え合い活動が具体化している地域も見受けられます。後継者不足の地域状況においては、有償による支え合いの仕組みづくりや企業等の参画にも取り組んでいくことが求められます。

(4) 安全・安心に生活できる暮らしへの対応

- ・地震や豪雨災害など、毎年のように大規模な自然災害が全国各地で発生しており、命を守る行動が呼びかけられています。
- ・災害時の避難に支援が必要な方の存在を認識している市民が全体の6割強を占め、4割弱が「わからない」との回答結果となっていますが、この結果は地区によって大きく異なっています。避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定に取り組んだ地区では「わからない」の回答は低く0%の地区もありました。
- ・「生活困窮者自立支援制度」や「成年後見制度」の認知度は低い状況にあります。福祉事業者は「成年後見制度」の利用が進まない理由として、「制度の理解」と「家族等の協力」を挙げています。
- ・市民一人ひとりがその人らしく暮らし続けるために、生活の基盤となる各種制度の周知を図るとともに、支援等の具体的取組の充実に一層努めることが求められます。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本目標

～白石市民の幸福感を高める地域協働のウェルビーイングの創造～

目標1 包括的支援体制の構築

【関連SDGs】



施策1：断らない相談支援の強化（生活困窮・ひきこもり・8050問題等を含む）

- ・ 1-1 総合的な相談支援機能の整備
- ・ 1-2 複合的課題の普及啓発
- ・ 1-3 潜在的な複合課題に対応するアウトリーチ機能の強化

施策2：多機関協働体制の整備

- ・ 2-1 伴走型支援の仕組みづくり
- ・ 2-2 庁内連携体制の強化
- ・ 2-3 民生委員・児童委員が抱え込まないための関係機関連携の推進

施策3：地区共生会議を基盤とした住民主体の小地域福祉活動の推進

- ・ 3-1 誰もが参画しやすい協働の地域づくり
- ・ 3-2 人材育成と福祉学習の充実

目標2 多世代参画の地域コミュニティの

再生と人づくり【関連SDGs】



施策4：参加しやすい仕組みの整備

- ・ 4-1 高齢者の日常生活圏域に配慮した通いの場づくり
- ・ 4-2 若者・子育て世代が参加したくなる地域づくり
- ・ 4-3 特性を尊重した地域づくり

施策5：孤独・孤立防止と幸福感向上

- ・ 5-1 単身高齢者や身寄りのない高齢者等の実態把握
- ・ 5-2 幸福感指標の向上に向けた取組

施策6：地域福祉基盤の強化

- ・ 6-1 地域活動体制整備・地域資源との連携
- ・ 6-2 社会福祉法人と連携した公益的取組の推進
- ・ 6-3 市民に寄り添う社会福祉協議会の取組の強化

目標3 生活の持続可能性を高める

福祉サービスづくり【関連SDGs】



施策7：福祉サービスへのアクセシビリティの向上

- ・ 7-1 市広報、Web/LINE、紙媒体等を活用した情報提供の充実
- ・ 7-2 相談員による手続き支援

施策8：住民による支え合い活動の展開

- ・ 8-1 地区共生会議の活動の推進と支え合いセーフティネットの構築
- ・ 8-2 生活サポート（有償）の仕組みづくり
- ・ 8-3 民間事業者・企業・団体との協働

目標4 安全・安心な地域生活の実現【関連SDGs】



施策9：防災・防犯と福祉の連携強化

- ・ 9-1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の活用
- ・ 9-2 防犯ネットワークの連携強化と地域学習会の開催

施策10：権利擁護と制度利用促進（第2期白石市成年後見制度利用促進基本計画）

- ・ 10-1 成年後見制度・生活困窮者自立支援制度の周知強化
- ・ 10-2 権利擁護相談窓口の啓発

施策11：認知症に優しい地域づくり

- ・ 11-1 認知症カフェや学習会を通じた認知症フレンドリーな地域づくり
- ・ 11-2 行方不明者等のSOSネットワークの形成

施策12：安全な地域づくりの推進（白石市再犯防止推進計画）

- ・ 12-1 就労・社会復帰支援

※持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて

本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の構築に向けて、基本目標ごとに関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

2. 施策体系

【第1期 施策体系】

基本目標1 地域・人をつなぐしくみ・体制をつくる

- 1 包括的な支援体制の構築・強化
- 2 地域における交流機会の充実
- 3 多様な主体による見守り・支え合い体制の充実

基本目標2 地域福祉の担い手を育てる

- 1 福祉意識の醸成
- 2 福祉人材の育成と活動支援

基本目標3 利用しやすいサービスを提供する

- 1 ケアマネジメント等の充実
- 2 サービス提供基盤の確保と質の向上
- 3 情報提供の充実

基本目標4 安全・安心な暮らしを守る

- 1 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進計画)
- 2 虐待防止対策の強化
- 3 生活困窮者自立支援の充実
- 4 災害時支援体制の強化
- 5 安全・安心な地域環境の整備

【第2期 施策体系】

目標1 包括的支援体制の構築

施策1：断らない相談支援の強化
(生活困窮・ひきこもり・8050問題等を含む)

施策2：多機関協働体制の整備

施策3：地区共生会議を基盤とした住民主体の小地域福祉活動の推進

成果指標の設定

目標2 多世代参画の地域コミュニティの再生と人づくり

施策4：参加しやすい仕組みの整備

施策5：孤独・孤立防止と幸福感向上

施策6：地域福祉基盤の強化

成果指標の設定

目標3 生活の持続可能性を高める福祉サービスづくり

施策7：福祉サービスへのアクセシビリティの向上

施策8：住民による支え合い活動の展開

成果指標の設定

目標4 安全・安心な地域生活の実現

施策9：防災・防犯と福祉の連携強化

施策10：権利擁護と制度利用促進

(第2期白石市成年後見制度利用促進基本計画)

施策11：認知症に優しい地域づくり

施策12：安全な地域づくりの推進

(白石市再犯防止推進計画)

成果指標の設定

【計画の進行管理】

「地域福祉計画推進評価委員会」による計画の進行管理の調査・分析、評価を行う



3. 成果指標

(1) 成果指標の設定と評価

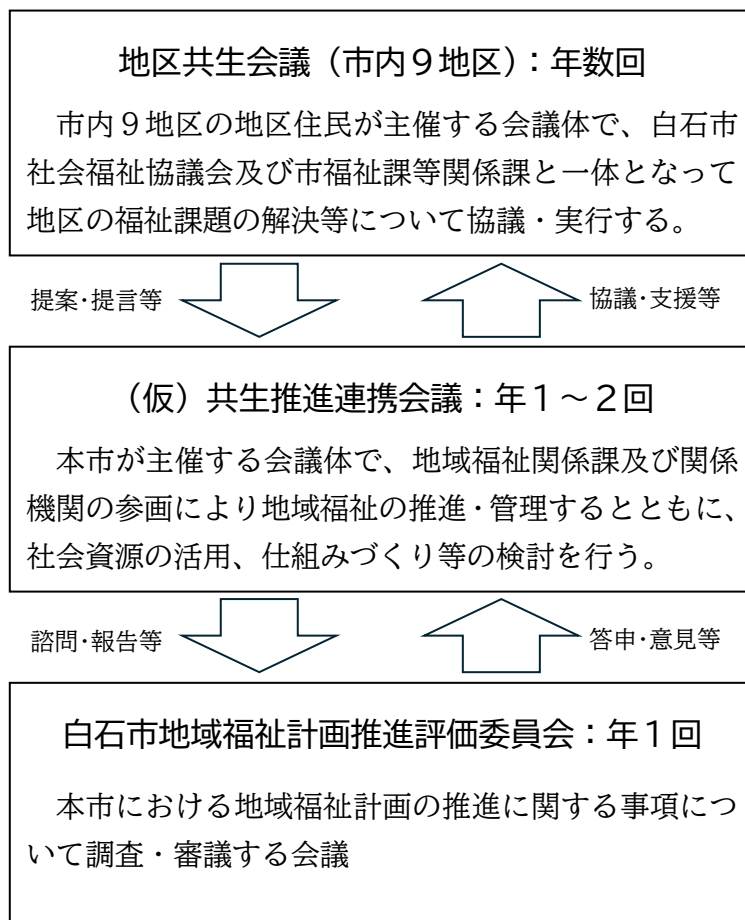
基本理念及び基本目標の達成に向けた施策、事業の実施の結果として得られる数値目標を「成果指標」として設定しています。

基準値は、令和6（2024）年度に実施した「市民アンケート」による調査結果をもとに設定しています。

成果指標の評価は、次期計画策定時（令和11（2029）年度）に実施する「市民アンケート」により得られた調査結果により数値を求めることとし、その時点で求める姿を目標値として設定しています。

なお、実施する施策、事業については、毎年度、関係各課により施策毎の自己評価を行い、その結果を地域福祉計画推進評価委員会に報告し、委員会意見をもとに必要に応じて見直し等を行い、施策、事業を実施していきます。

【地域福祉の推進体制】



(2) 成果指標

○目標1 包括的支援体制の構築

成果指標	基準値 (令和6年度) (2024)	目標値 (令和11年度) (2029)	備考
地域生活で悩んだり、困ったりした時の相談相手・場所 ・市役所の相談窓口 ・地域包括支援センター ・子育て支援センター ・社会福祉協議会	7.2% 3.4% 0.6% 1.3%	増加	市民アンケート(問9)

○目標2 多世代参画の地域コミュニティの再生と人づくり

成果指標	基準値 (令和6年度) (2024)	目標値 (令和11年度) (2029)	備考
地域活動やボランティア活動に参加したことがある(直近1年間)割合	55.2%	増加	市民アンケート(問14)
地域活動の担い手を確保できていると思う割合	30.3%	増加	市民アンケート(問17「十分確保できている」+「どちらかといえば確保できている」)
地域活動の場を確保できていると思う割合	41.6%	増加	市民アンケート(問18「十分確保できている」+「どちらかといえば確保できている」)

○目標3 生活の持続可能性を高める福祉サービスづくり

成果指標	基準値 (令和6年度) (2024)	目標値 (令和11年度) (2029)	備考
福祉サービスの利用に際して不便や不満を感じたことのある割合	57.3%	減少	市民アンケート(問23-1.福祉サービス利用者で「不便や不満を感じたことはない」以外の回答比率)
福祉に関する必要な情報が得られていると思う割合	32.9%	増加	市民アンケート(問24「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)

○目標4 安全・安心な地域生活の実現

成果指標	基準値 (令和6年度) (2024)	目標値 (令和11年度) (2029)	備考
成年後見制度を知っている割合	7.6%	増加	市民アンケート(問28「よく知っている」)
生活困窮者自立支援制度について知っている割合	11.0%	増加	市民アンケート(問27「名称も内容も知っている」)
防災体制の整備に向けて、地域での関係づくりが充実していると思う割合	40.4%	増加	市民アンケート(問21「そう思う」+「ややそう思う」)



第5章 施策の展開

目標1 包括的支援体制の構築

施策1：断らない相談支援の強化（生活困窮・ひきこもり・8050問題等を含む）

本市では、断らない相談支援の実現に向け、相談者の抱える課題を分野や制度の縦割りで分けることなく、まず受けとめる支援体制を強化します。いずれの相談窓口においても関係機関が連携し、相談者の立場に立った対応を徹底するとともに、個別の事情に応じて支援全体を調整・統括する機能を発揮し、継続的かつ包括的な支援につなげていきます。

◇現状と課題◇

- ・地域における福祉課題が複雑化・複合化しており、団体・事業者アンケートにおいて「抱えている困りごとが複雑化してきた」の比率が高い（団体30.8%、事業者41.9%）結果となっています。また、わかりやすい相談窓口、相談しやすい相談窓口など、総合的な相談支援体制の構築が求められています。
- ・平成29（2017）年の社会福祉法改正等を受け、市区町村において、高齢、障害、子ども、生活困窮といった分野ごとの既存の相談支援を一体的に実施する包括的な支援体制の構築が求められています。

◇施策の方向◇

1-1 総合的な相談支援機能の整備

制度や分野の狭間で支援につながりにくかった複合課題について、身近な相談の場を起点として、適切な申請窓口や支援につなげる体制を整備します。相談支援は特定の窓口に限定せず、いずれの分野で受け止めても、関係機関が分野横断的に連携することで、実質的なワンストップ的対応を実現する体制づくりを行います。併せて、相談支援の全体を調整する司令塔・コーディネーター機能を明確化し、複合化した課題を丁寧に解きほぐしながら、分野間の役割分担を明確にした総合的な相談支援を推進します。

【具体的な取組】

○相談時インテーク方法の共通化

- ・相談支援の受けとめと担当窓口への連携がスムーズに行われるよう、相談支援の連携と調整に関する仕組みづくりを行う。
- ・相談支援の窓口等においては、相談・申請時における適切なインテークを行うため、関係機関において方法の共有について検討を行う。

○ワンストップ的対応

- ・高齢者（地域包括支援センター）、障がい者（基幹相談支援センター）、子ども（こども家庭センター）といった縦割りの福祉サービスでは対応が難しい複雑なケースに対応するための窓口機能の明確化を図る。

○複合課題への対応

- ・8050問題やダブルケアなど、複数の課題が絡み合うケースに対し、多職種連携（保健、医療、福祉、教育、雇用など）により包括的に支援するための関係部署の連携促進に向けた取組を行う。

1-2 複合的課題の普及啓発

従来の制度では対応が難しい8050問題やひきこもりなど複合課題について、関係機関と連携し対象世帯の把握に努めるとともに、総合的な相談支援により制度につなぐことができるよう、支援体制等の認知度を高めるよう普及に努めます。

普及・啓発は従来の方法にとらわれることなく、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の運営と連携して住民説明会や勉強会を開催するなど、工夫ある取組を行います。

【具体的な取組】

○地域協働に向けた地区研修会の開催

- ・「8050問題」「ひきこもり」など複合的課題に関する勉強会
- ・地区会議を活用した相談支援員等による複合課題の事例紹介
- ・信頼関係構築のための双方向のコミュニケーションの取り方

○SNS等の活用

- ・福祉サービスの利用促進と認知度を高めるための情報発信
- ・身近な問題として捉えてもらうための視覚的、直感的な理解促進

1-3 潜在的な複合課題に対応するアウトリーチ機能の強化

生活困窮・ひきこもり・8050問題等の複合的な課題の早期発見・早期介入に向けたアウトリーチ機能の強化を進めます。複雑な事情により申請窓口につながりにくい問題に対して、地域や関係機関と連携したアウトリーチの体制づくりを行い、制度につなげていくよう働きかけを強化していきます。特に「生活困窮者自立支援制度」や「ひきこもり地域支援センター」等の既存の制度を活用し、関係機関が連携して包括的な支援につなげる取組を支援します。

【具体的な取組】

○関係機関の連携強化

- ・地域包括支援センター（高齢者支援）と「ひきこもり支援」、「生活困窮者自立支援機関」などが、ケースに応じて情報を共有し、一体的に支援を行う。
- ・行政を中心に社会福祉協議会や民間団体によるネットワークを構築し、一体的な支援を行う。

○包括的・伴走型の相談支援

- ・相談者の心情に寄り添い最適なサービスや制度を提供し、状況の変化に合わせたアセスメント（評価・分析）を行いながら、寄り添い型の伴走支援を実施する。

○早期発見とアウトリーチ（訪問支援）

- ・民生委員・児童委員や介護サービス事業者などが、日々の関わりの中で早期発見できるよう支援する。
- ・支援が必要な家庭に対し、支援員が直接訪問して働きかけるアウトリーチを積極的に活用し、支援につなげる。



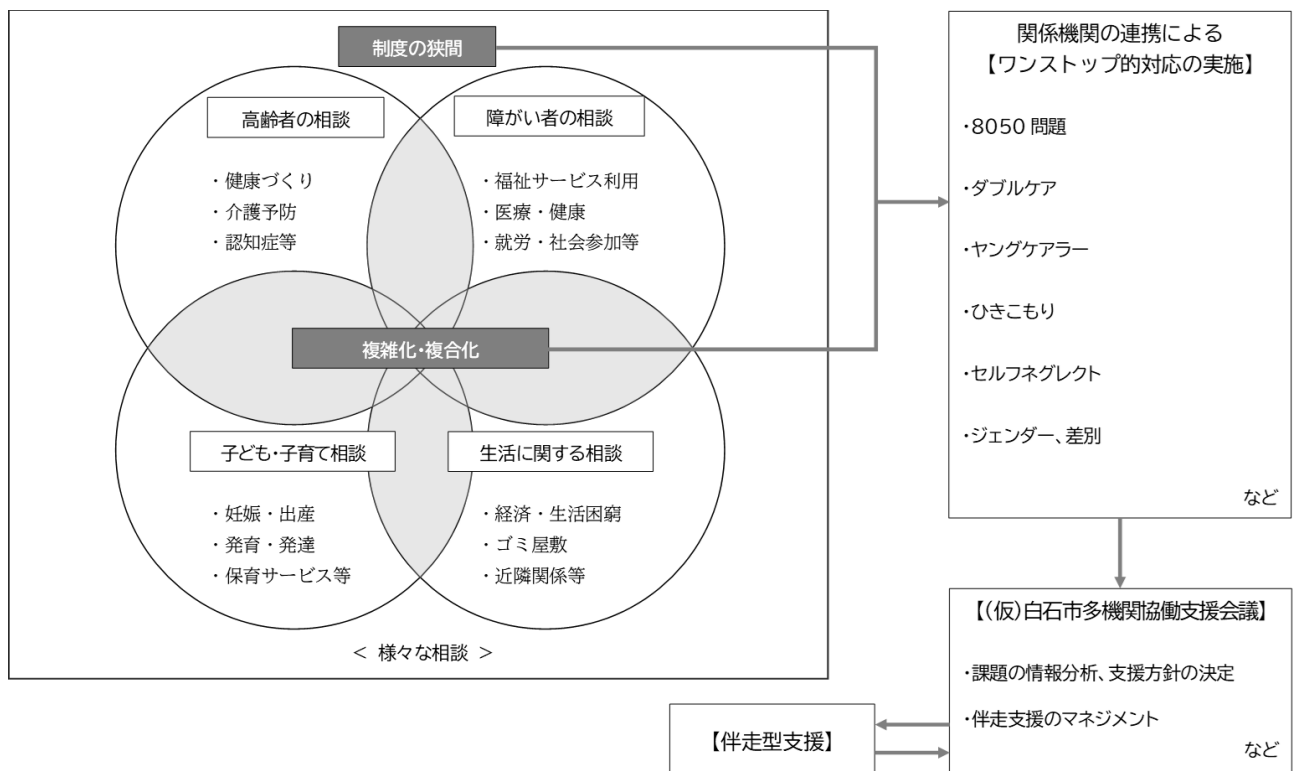
施策2：多機関協働体制の整備

複合的な地域生活課題に対応するため、多機関が連携・協働する体制の整備を推進します。支援にあたっては、相談者をつながり続けるための伴走型支援を基本とし、個別支援を就労や居住等の地域資源と連携させながら継続的に支援できる体制づくりを進めます。また、庁内を中心とした多機関協働の会議体を設置し、関係機関が課題認識を共有しながら役割分担を整理し、支援の方向性を協議・調整することで、地域と協働した切れ目のない支援体制の構築を図ります。

◇現状と課題◇

- ・ 複雑化・複合化した地域住民の生活課題に対応するために、多様な機関が協働して取り組むことが求められ、庁内ならびに委託先を含めた地域福祉計画を基にした方向性の共有が急務の課題となっています。
- ・ 相談支援の窓口等で、相談・申請時における適切なインテーク方法を組織的に共有し検討する機会を設けることが肝要です。また、適切なインテークにより相談の受け入れと紹介がスムーズに行われる組織体制の整備が必要であり、相談窓口間の連携と調整が不可欠です。

◇「断らない相談支援の強化」、「多機関協働体制の整備」



◇施策の方向◇

2-1 伴走型支援の仕組みづくり

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、単に支援制度につなぐにとどまらず、つながる・つなげる・つなぎなおす伴走型支援を可能とする仕組みづくりを進めます。そのため、多機関協働の会議体を司令塔機能として位置付け、課題の整理や役割分担、支援方針の調整を行い、相談者の状況変化に応じた継続的な支援を実現していきます。

【具体的な取組】

- 自立相談支援を起点とした伴走型支援の仕組みづくり
 - ・自立相談支援事業を断らない相談支援の基本的な受け皿として位置付け、中長期的支援が必要な個別支援に対しては、個々の状況の変化に応じて継続的に関わり、必要な支援メニューや関係機関への調整を担う伴走型支援を展開する。
- 就労・居住・家計支援を組み合わせた包括的支援の実施
 - ・個別支援の状況に応じて、就労準備支援、就労訓練、住居確保給付金、家計改善支援等の各事業を個別に提供するのではなく、自立相談支援を軸に組み合わせて活用することによる、生活再建に向けた段階的かつ一体的な伴走型支援を行う。
- 支援会議の設置の検討
 - ・経済的に困窮の恐れのある世帯に対して、早期発見・早期介入を可能にするための支援会議等の設置を検討する。社会的孤立が複合するリスクの高い世帯に対して、早期かつ長期的視点に立った伴走型支援を可能とする仕組みづくりを進める。
- 支援会議の目的の明確化
 - ・関係する機関が、支援の考え方や困窮事業に関する方向性を確認し共通理解するとともに、状況に応じた的確かつ継続的な伴走型支援のための協議を行う。

2-2 庁内連携体制の強化

多機関協働における司令塔機能と課題解決マネジメントの考え方

複合化・長期化する生活課題に対応するため、支援全体を統括・調整する司令塔機能の充実・強化した会議体を設置します。(仮)白石市多機関協働支援会議は、単なる情報共有の場ではなく、個別事例に内在する課題を整理・可視化し、解決に向けた方向性を合意形成するマネジメントの場として位置付けます。

具体的には、地域包括支援センターや自立相談支援等を通じて把握された複合課題に対し、関係機関・分野が参画して統合的支援プランを作成し、支援の目的、役割分担、実施手順を明確化します。市は実施主体として、委託先や関係機関と協議・連携しながら、個別支援が適切に機能しているかを継続的にマネジメントすることにより、制度や分野を越えた一体的な支援を確保し、複合課題の解決に向けた実効性ある支援体制の構築を進めます。

【具体的な取組】

- 庁内連携体制の強化
 - ・（仮）白石市多機関協働支援会議の設置
 - ・解決に向けた支援プランの作成
 - ・役割分担の明確化

2-3 民生委員・児童委員が抱え込まないための関係機関連携の推進

本市においては、民生委員・児童委員や自治会役員に相談・対応が一任されるケースが年々増加しています。一人暮らし高齢者をはじめ「生きづらさ」を抱える世帯は、今後も更なる増加が見込まれる中、民生委員・児童委員が問題を一人で抱え込まないために、地域包括支援センターや白石市社会福祉協議会等の関係機関との「チームによる支援」への移行と、専門機関への早期の送致ができるよう連携を図ります。

【具体的な取組】

- 支援体制の強化
 - ・行政、社会福祉協議会によるサポート体制の強化
 - ・「地域ケア会議」等への参画により、複数の専門員と直接情報共有する機会を整備する。
- 「地域ケア会議」等での検討
 - ・情報を速やかに多職種の連携会議につなぎ、専門機関による支援体制の検討を行う。



施策3：地区共生会議を基盤とした住民主体の小地域福祉活動の推進

◇現状と課題◇

- ・第1次地域福祉活動計画に基づき、地区共生会議を基盤とした住民主体の小地域福祉活動の取組が進められており、一部地域においては地域の課題を解決に取り組んでいる様子が見えられますが、地域により進捗は様々な状況となっています。
- ・市民アンケートにおいて、ご近所づきあいは、「会えばあいさつをする程度」が45.8%と最も高く、親しい関係を持つ人は減少傾向にあります。
- ・高齢化の進展や単身世帯の増加などを背景に、地域の福祉課題は複雑化・複合化しており、公的サービスだけでは対応が難しい状況となっています。
- ・地区共生会議を基盤とした住民主体の小地域福祉活動の推進により、住民による「気づき」と「つながり」を最大化し、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいく必要があります。

◇施策の方向◇

3-1 誰もが参画しやすい協働の地域づくり

白石市社会福祉協議会の協力のもと、地区共生会議などの地区住民との協議・協働の場となる基盤を整備し、地域課題の解決に向けて、地域をつくっている様々な人が参画しやすい協働の地域づくりを支援します。

【具体的な取組】

- 地区住民との協議・協働の基盤（会議体等）の整備
 - ・「地区共生会議」や「まちづくり協議会（福祉部会等）」の開催支援
 - ・団体、事業所、企業、医療機関など、「地域をつくる人々」をつないだ協働体制の構築
 - ・地域ぐるみ協働事業の検討や会議の場の設置
 - ・企業、団体の地域貢献活動に関する意見交換の場の設置
- 住民主体の地区活動に対する支援
 - ・行政、専門機関の会議体への参画による正しい情報の提供
 - ・多世代の参加を呼びかけるためのチラシ作成、SNS活用などの学習支援

3-2 人材育成と福祉学習の充実

住民がより身近な場所で気軽に地区活動やボランティアに参加できるよう、共生会議への参画等により活動機会・活動情報の情報発信を支援し、地域活動の担い手育成に取り組みます。

また、福祉学習の充実を図るための環境づくりを支援することで、お互いの立場を理解し思いやる心を育み、福祉に対する正しい知識や地域社会の課題に気づくとともに、主体的に関わろうとする意識の醸成を促します。

【具体的な取組】

○地域課題の認識と多様な活動機会の検討

- ・生活支援活動：高齢者への傾聴、ゴミ出し支援、買い物代行、通院介助、見守り活動など
- ・環境美化活動：公園や道路の清掃、花壇管理、ごみ拾いなど
- ・子育て支援活動：放課後子ども教室、学習支援、読み聞かせ活動、登下校時の見守りなど
- ・交流活動：お祭り、スポーツ大会、伝統行事などの運営サポートなど

○若者等が参加しやすい仕組みづくりの支援

- ・短時間や単発で参加できる手軽な生活サポート等活動の仕組みづくりの検討
- ・Web会議、SNS活用による打ち合わせの検討

○福祉学習への支援

- ・子どもの年代に合わせた地域課題の体験学習の実施
- ・福祉施設職員による授業などを活用した学習の実施
- ・専門機関による地域課題を題材にした地区住民向け福祉講座の開催支援
- ・社会福祉法人の協力による障がい者等との交流事業の開催

◇地区の活動の様子



《大鷹沢お宝えんにち》



《小原地区 検断屋敷まつり》

目標2 多世代参画の地域コミュニティの再生と人づくり

施策4：参加しやすい仕組みの整備

本市の日常生活圏域9地区を基盤に、多世代が参加しやすい仕組みづくりを進めます。地区の拠点を高齢者の通いの場にするため、移動負担や参加形態に配慮した場づくりを行うとともに、若者・子育て世代には時間帯や関わり方を工夫した柔軟な参加機会を創出します。また、多世代交流や多様性を尊重した取組を通じて、まずは交流から関われる段階的な参加を促し、誰もが無理なく地域とつながり続けられる環境整備を行います。

◇現状と課題◇

- ・この1年間で地域活動やボランティア活動に「参加した」比率は55.2%で、活動分野は「町内会などの地域活動」（70.6%）や「リサイクルや清掃など環境活動」（54.5%）が多い状況となっています。
- ・自治会等既存組織におけるメンバーの固定化・高齢化が進み、活動が難しくなりつつあります。
- ・人口減少が進む中、未来を担う若者の力で地域に活力を与え、多様な価値観を取り入れ、次世代にわたって住み続けられる地域を築くために、若者世代の参画は重要であり、その意見や行動が地域の「元気」の源となっています。
- ・地域福祉活動に対して、誰もが参加しやすいための仕組みづくりが求められています。

◇施策の方向◇

4-1 高齢者の日常生活圏域に配慮した通いの場づくり

高齢者にとって移動が比較的容易である「日常生活圏域」を基本として、「通いの場（サロン等）」を整備することにより、閉じこもりを防止し、地域コミュニティとの交流により介護予防や健康維持への取組を支援します。

また、会員の高齢化や年々移動に配慮が必要な高齢者が増えている現状を踏まえ、新たな「通いの場」のあり方・支援方策等について検討していきます。

【具体的な取組】

- 「通いの場」の見直し
 - ・支援者、参加者の硬直化による事業の方向性の検討支援
 - ・住民の主体的運営による取組の継続・改善の支援
 - ・行政の多様な事業活用（フレイル予防、茶話会、趣味活動、認知症予防など）と連携による事業継続の支援
- 「新たな通いの場づくり」の協議
 - ・制度を取り入れた持続可能な事業の検討
 - ・移動が困難な方への対応策の検討
 - ・白石市福祉施設連絡協議会と意見交換の実施

- ・高齢者の機能低下や困りごとの早期発見に取り組める体制の構築
- ・孤独・孤立が原因のうつ、閉じこもりを防止するため、参加しやすいプログラムや周知方法の検討

4-2 若者・子育て世代が参加したくなる地域づくり

人口減少が進む中、地域の未来を担う若者世代が、地域活動の担い手として活躍できるよう、参加しやすい、参加したくなる地域づくりの取組を支援します。

【具体的な取組】

- 参加したくなる仕掛けづくり
 - ・SNSを活用した情報発信
 - ・生活スタイルや年代に応じた声かけや活動時間等の工夫
 - ・有償ボランティアの仕組みの導入
 - ・短時間や単発で参加できる手軽なボランティア等活動の仕組みづくり
 - ・自分で選択し参加できる活動の仕組みづくりへの支援
- 世代間交流の機会の提供
 - ・違いや考えを知る機会
 - ・子育ての悩みや障がい児に関する正しい知識を知る機会
 - ・地域活動で必要なこと、出来ることを知る機会

4-3 特性を尊重した地域づくり

性別や年齢、国籍、障害の有無、性的指向などに関わらず誰もが尊重され、自分らしく生き、能力を発揮できる環境を整え、多様な人材の参画による魅力ある地域社会づくりを推進します。

【具体的な取組】

- 特性を生かした活動の場の提供
 - ・農福連携、通いの場等の活動に対する支援
 - ・切れ目のない相談支援による社会参加の場の提供
- 多様な地域活動の支援
 - ・支援が必要になっても普通に暮らせる地域づくりの取組について情報の共有
 - ・多様な価値観を学び合う機会の提供
 - ・障がい児と親が抱える複合的課題の理解と地域の関わり方を知る機会の提供

施策5：孤独・孤立防止と幸福感向上

本市の地政学的な諸条件を踏まえると、中山間地域において高齢者を始めとする単身世帯が増加し、デイサービス等の社会資源に限られる中、日中の孤独感や社会的孤立が深刻な課題となっています。こうした状況を踏まえ、地域活動や社会参加への参加度を高め、人とのつながりを実感できる機会を創出することで、孤独・孤立の防止と幸福感の向上を図ります。日常生活圏域9地区を基盤に、通いの場や多様な交流機会を充実させ、無理なく継続的に参加できる地域づくりを推進します。

◇現状と課題◇

- ・地域での課題に対して、住民同士の助け合い・支え合いが「必要だと思う」は82.4%と多数を占めています。しかし「必要と思わない」(15.7%)は令和2(2020)年度調査より7.1ポイント増加しており、助け合いや支え合いの必要性への意識が薄れつつある状況がうかがえます。
- ・団塊の世代が後期高齢者となり、今後、一人暮らし高齢者が急速に増える可能性があり、日常生活における支援の必要性も高まることが予想されます。
- ・個人の状況や生活環境は、幸福感に多面的な影響を与えることから、年齢や性別だけでなく、個々のライフスタイルや価値観に応じた多様な支援や選択肢を提供していくことが求められています。

◇施策の方向◇

5-1 単身高齢者等の孤立防止に向けた見守り体制づくり

単身高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、行政を始め地域住民や民間事業者などが連携して取り組む重層的なセーフティネットの構築を支援します。

【具体的な取組】

- 単身高齢者や身寄りのない高齢者等の実態把握
 - ・単身高齢者・要援護者世帯の把握（民生委員・児童委員による訪問調査、配食サービス等利用状況等）
 - ・身寄りのない高齢者の把握（中核機関、社会福祉協議会・日常生活支援事業、民生委員・児童委員等情報）
 - ・福祉マップづくり等地区活動の支援
- 見守り・交流の推進
 - ・地域コミュニティにおける声かけ・あいさつ、地域サロン・居場所づくり
 - ・民間事業者の見守り協定、デジタル見守りサービスの利用促進
- 安心した暮らしに向けての生活支援
 - ・単身高齢者や身寄りのない高齢者に対する日常生活支援の促進

5-2 幸福感指標の向上に向けた取組

地域の中での「つながり」を育み、住民が自らまちづくりに関わる機会をつくることで望まない孤独・孤立を予見しながら、幸福感の向上に向けた取組を支援します。また、年齢や属性に応じた居場所づくりを支援し、子どもから高齢者まで「自分らしい生き方」を尊重する地域環境の整備に努めます。

【具体的な取組】

- 住民参加型コミュニティ形成の促進
 - ・地域交流イベント・ワークショップの開催
 - ・参加しやすいボランティア活動の推進
- 自己有用感を高める支援
 - ・多様な働き方、地域活動への参加支援
 - ・健康寿命の延伸
- 子どもの居場所づくりの支援
 - ・家庭でも学校でもない地域の「第三の居場所」づくりの支援
 - ・子どもがくつろげる場や同年代で交流する機会提供への支援

◇サロン活動（白石市社会福祉協議会より）



◇いきいき百歳体操の様子



施策6：地域福祉基盤の強化

社会福祉法第4条に示される地域福祉の推進の理念を踏まえ、地域住民、社会福祉を目的とした事業を経営する者、社会福祉活動を行う者の三者が相互に役割を果たし合う地域福祉基盤の強化を図ります。具体的には、公民館等の身近な公共施設を拠点とした地域との連携を進め、住民主体の活動を支えるとともに、社会福祉法人が有する専門性や資源を生かした公益的な取組を地域と協働して推進します。こうした多様な主体の連携により、地域課題に柔軟に対応できる持続可能な地域福祉の基盤づくりを進めます。

◇現状と課題◇

- ・地域福祉活動の場と資源の不足により、ボランティアや地域活動の参加者が活躍できる場が限られていることで、活動の意義や成果を実感しにくくなっています。
- ・活動に必要な資源（物的資源や人的資源）が不足していることも、活動の質を低下させる要因となっています。
- ・市民アンケートにおいて、地域活動の場を「確保できていない」は54.6%と過半数を占め、また、地域活動の担い手を「確保できていない」は66.2%と全体の約2/3を占めています。
- ・活動の場を広げるために、地域の施設やスペースを積極的に活用することが重要です。
- ・地域の企業や団体との連携を強化し、資源の確保と活用方法について具体的な戦略を検討していくことが求められます。

◇施策の方向◇

6-1 地域活動体制整備・地域資源との連携

公民館やまちづくり協議会を中核とした連携・協働体制の整備と、地域の多様な資源の活用を図ることにより、地域住民が自ら課題解決に取り組む持続可能な地域づくりの展開を支援します。

【具体的な取組】

- 地域内の連携体制整備
 - ・地域課題解決のための学習機会の提供
 - ・地域活動に関するSNS等を活用した情報の発信と多様な世代の参加促進
- 地区資源との連携
 - ・各種団体との連携・協働体制の構築支援
 - ・既存の地域資源の活用支援

6-2 社会福祉法人と連携した公益的取組の推進

社会福祉法人は福祉の専門性を有する大切な地域資源の一つと位置付けられます。地域の福祉課題が複雑化・複合化する中において、社会福祉法人の持つ専門性や経営資源（施設・設備・人的資源等）との協力・連携により社会福祉法人の公益的取組を推進するとともに、地域の福祉課題の解決及びセーフティネットの強化を図ります。

【具体的な取組】

- 専門性を活かした地域との関係性の構築
 - ・複合的課題や障がい者支援に関する地域の学習会への講師派遣
 - ・地区共生会議への参加と地域活動への参画
 - ・地域住民が気軽に集える場の提供や交流会の実施による福祉課題の啓発
 - ・高齢者や障がい者、生活困窮世帯等へ地域内での声がけ支援
- 災害時における連携
 - ・福祉避難所として協定に基づく要援護者の受入等の協力

6-3 市民に寄り添う社会福祉協議会の取組の強化

住民に寄り添い、住民に身近な相談者となり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現に向けて、社会福祉協議会の取組の充実を支援します。

【具体的な取組】

- 地域福祉活動の推進支援
 - ・地域の福祉課題を解決する活動に対する支援
 - ・福祉活動やボランティア活動への参加や組織化に対する支援
 - ・見守り活動ネットワークづくりなど地域での支え合いの仕組みづくりへの支援
- 関係機関との連携・調整、人材育成
 - ・行政や民生委員・児童委員、保健・医療・教育機関、NPOなどとの連携・調整への支援
 - ・福祉に関わる人材の養成・研修を通じて、専門性の向上に対する取組への支援



目標3 生活の持続可能性を高める福祉サービスづくり

施策7：福祉サービスへのアクセシビリティの向上

福祉サービスに関する情報が必要な人に十分届いていない現状を踏まえ、誰もが必要な支援に円滑につながる福祉アクセシビリティの向上を図ります。市広報紙やWeb／LINE、紙媒体等の特性を生かした多様な情報発信に加え、民生委員協議会定例会や共生会議等の対面の場を活用し、理解を深めるための情報提供を行います。また、地区の拠点を起点にした制度や手続きの壁を越えた利用の支援を行うとともに、個人情報の適切な取り扱いに関するルールを関係者間で共有し、安心して情報連携ができる体制を整備することで、切れ目のない相談・支援につなげます。

◇現状と課題◇

- ・福祉に関する必要な情報を、得られていると「思う」は32.9%で、「思わない」(64.3%)の約半数にとどまっています。
- ・情報の入手先は「市の広報紙」(49.1%)が最も多く、「家族・親族」(26.6%)、「知人・近所の人」(25.2%)、「インターネット」(23.8%)、「市のホームページ」(20.3%)と続きます。
- ・個人情報の取り扱いの運用指針について、庁内関係部局ならびに民生委員・児童委員や自治会等のステークホルダー間でルールの共有を図ることで。
- ・地域の見守り活動では、個人情報(健康状態、家族状況、生活環境など)を取り扱う必要がありますが、プライバシーの保護や情報提供の範囲について、関係者間での明確な取り扱いの運用指針が浸透していない場合、関係者が情報を共有する際に躊躇し、地域住民の生命財産を守る上で阻害要因になることも予測されます。
- ・民生委員・児童委員をはじめ地域の情報に詳しい自治会などが、生活支援サービスを提供する民間事業者やNPOと地域活動を円滑に進めるための連携において、個人情報の取り扱いについてが課題となっています。
- ・個人情報保護法など、法的な枠組みとともに、情報共有のルールや手続きを明確に定め、関係者が安心して情報を交換できる体制を構築する必要があります。

◇施策の方向◇

7-1 市広報紙、Web／LINE、紙媒体等を活用した情報提供の充実

情報の入手先として最も比率が高い「市の広報(紙面)」を始め、Web／LINE、紙媒体を効果的に組み合わせることで、住民への情報提供について充実を図ります。また、自治会や共生会議などの場では、情報を直接伝えるだけでなく、意見や質問をとおしてより理解が深まることから、会議等対面の場を積極的に活用し、情報の提供を行います。

【具体的な取組】

- 各媒体の特性の活かした情報の発信

- ・市広報紙やホームページ、パンフレット、SNSなど多様な媒体を活用した、受け取りやすく、わかりやすい情報の発信
 - ・ホームページの音声読み上げ機能などによる情報提供方法の多様化
- 会議等対面の場の活用
- ・地域で開催される多種多様な会議の場の活用による情報発信

7-2 相談員による手続き支援

主に生活困窮者自立支援制度や障害者福祉サービスなどにおいて、生活上の課題を抱える方に対し、相談員が必要な公的サービスや地域資源の利用手続きを支援する体制を整備します。

【具体的な取組】

- ・包括的な相談受付とヒアリングにより直面している課題の整理
- ・課題に基づく、各種制度や地域資源に関する情報提供
- ・公的サービスの開始後も状況に応じた切れ目のない支援の提供



施策8：住民による支え合い活動の展開

生活課題の多様化が進む中、介護予防・日常生活支援総合事業を通じた生活支援サービスを基盤に、地区共生会議を核として、住民、社会福祉協議会、専門機関、行政が連携し、地域課題の把握や社会資源の開発、支え合いセーフティネットの構築を進めるとともに、有償の生活サポートを含む柔軟な支援の仕組みを検討します。また、民間事業者や社会福祉法人等との協働により、専門性と地域力を生かした持続可能な生活支援体制を整え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

◇現状と課題◇

- ・ 地域の見守り活動や訪問活動を実施するためには多くの人材が必要になりますが、人口減少社会や高齢化の進展、若者世代の流出などを背景に、地域において十分な人員が確保できていないことが課題となっています。
- ・ 団体アンケートでは、組織の人員の固定化や高齢化が大きな課題となっています。
- ・ 地域福祉を推進する主体の多様化を進め、ボランティア活動やNPO、企業などの参画の拡大を図る必要があります。
- ・ 地区単位での活動ニーズに応じた研修会や教育の機会を提供し、活動の魅力や意義を伝える取組が必要となっています。
- ・ 有償の仕組みづくりなどを通して、インセンティブや報酬を提供することも担い手の確保に役立つ可能性があり、有償の仕組みづくりも視野に構築を検討していく必要があります。

◇施策の方向◇

8-1 地区共生会議の活動の推進と支え合いセーフティネットの構築

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など、属性や分野ごとの「縦割り」を超えて、地域住民が相互に支え合い、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」を実現するため、地区共生会議の活動を推進し、支え合いのセーフティネットの構築を支援します。

【具体的な取組】

- 地区共生会議等の活動の推進
 - ・ 地域課題の把握と共有
 - ・ 社会資源を活用した地域づくりの支援
 - ・ 地域住民、行政、社会福祉協議会、専門機関などの連携強化
- 支え合いセーフティネットの構築
 - ・ 地域内の課題を「自分事」として捉えてもらうための勉強会等開催の支援
 - ・ 地域内の居場所づくり支援

8-2 生活サポート（有償）の仕組みづくり

住民相互の支え合いについて、増加している独居高齢者や高齢者世帯における高齢者の生活をサポートする体制について、地区の住民意向を踏まえて生活サポートの仕組みづくりを検討します。

【具体的な取組】

○地域の現状とニーズの把握

- ・自治会や民生委員・児童委員、共生会議、社会福祉協議会と連携し、支援を必要とする高齢者及び活動をサポートする担い手等の状況について把握する。

○地域と一体となった生活をサポートする仕組みづくりの検討

- ・有償ボランティアの先進事例等の研究

8-3 民間事業者・企業・団体との協働

地域福祉を推進するためには、福祉事業を行う社会福祉法人や企業、団体などの協力が不可欠です。市内の福祉法人等が安定的、継続的にサービスを提供できるよう支援するとともに、行政や地域住民と連携・協働できる関係づくりに努めます。

【具体的な取組】

○民間事業者等との地域の福祉課題の共有

○福祉法人の専門職と住民が協働できる環境の整備

- ・福祉事業を行う関連法人が参加できる場づくりに向け福祉法人のネットワーク化を進める。

○専門職人材の確保や定着に向けた取組の推進

- ・社会福祉法人等における専門職人材の確保や課題を共有し、解決に向けた取組の検討を行う。



目標4 安全・安心な地域生活の実現

施策9：防災・防犯と福祉の連携強化

災害時に避難の手助けが必要な人が身近にいる一方で、地域での関係づくりや防災体制が十分とは言えない現状を踏まえ、地域福祉と防災・防犯を一体的に捉えた支援体制の強化を図ります。平常時から地域住民、民生委員・児童委員、専門職等が連携できる関係づくりを推進し、地域ぐるみで日常生活圏域の地域福祉と防災・防犯を一体的に進めることで、誰一人取り残されない地域の支え合いを形成します。

◇現状と課題◇

- ・災害時に避難の手助けが必要な人が近所に「いる」人は45.5%であり、特に60歳以上でその比率が高くなっています。
- ・地域の防災体制の整備に向け、地域での関係づくりの取組が充実していると思うかについては「思わない」が57.2%と過半数を占めています（「思う」は40.4%）。
- ・災害時に適切な対応ができるよう、地域との連携のもと避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成など、地域の防災活動に対する支援の充実が求められています。
- ・高齢者層を狙った特殊詐欺や闇バイトに関連した強盗事件が身近な問題となり、被害防止に向けた取組は重要な課題となっています。防犯、交通安全等活動においては、関係団体や地域の方々の協力が不可欠ですが、少子高齢化による人手不足が大きな課題となっています。
- ・市内に居住・来訪する外国人は増加傾向にあり、防犯の観点からも、お互いの文化や生活習慣等を認め合い、理解し合うための多様性共生活動が求められます。

◇施策の方向◇

9-1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の活用

自治会長、民生委員・児童委員の協力のもと進めてきた避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成は、人口減少や少子高齢化の進展により当初の目的である災害時の活用だけでなく、民生委員・児童委員や自治会などによる地域の福祉活動と連携した活用が求められています。このことにより、関係機関と地域が連携して速やかな実態把握と情報共有が可能になることから、福祉課題が複合化する前の早期発見や、積極的なアウトリーチにつなげるため、個人情報保護に配慮しながら活用方法の改善を図ります。

【具体的な取組】

- 地域の福祉活動との連携体制の構築
 - ・福祉マップ・自治会作成の支援者名簿など地域の情報との連携
- 民生委員・児童委員活動との連携
 - ・福祉台帳との情報連携の協議
- 個人情報保護への配慮

- ・情報の共有に関する同意事項の検討
- ・情報共有できる支援者の範囲の明確化
- ・共有する情報内容の明確化
- 情報活用による支援体制の構築
 - ・支援先の早期発見とアウトリーチにつなげる体制
 - ・見守りと切れ目のない支援体制

9-2 防犯ネットワークの強化と地域学習会の開催

様々な手口の詐欺や犯罪、危険から身を守り、地域の防犯力向上と住民の安全意識の醸成、さらには住民同士の連帯感や協働体制の強化を図るため、既存の防犯ネットワークの強化に取り組みます。また、住民同士が支え合い、地域の安全にかかわる「共助」の仕組みの重要性を共有するための学習会の開催など、地域内の活動支援を行います。さらに、地域の特性に起因するクマ・イノシシなどの鳥獣被害が、農業分野だけでなく日常生活の脅威になってきており、生活圏域での「寄せ付けない」予防的な取組が必要となっていることから、地域住民が身を守るために必要な被害防止対策についての支援を行います。

【具体的な取組】

- 防犯ネットワークの強化
 - ・地域の防犯実働隊の活動支援
 - ・特殊詐欺対策などの最新情報の共有
 - ・地域の民間事業者との協力体制の検討
 - ・しろいし安心メールや公式LINEの配信による情報提供
- 地域学習会の開催
 - ・住民とのまち歩き等による「安全マップ」等の作成
 - ・年代や特性にあった防犯教室の開催
 - ・身の危険を感じた時の対処法の学習
 - ・「子ども110番の家」や「避難場所」についての学習
- 多様性共生
 - ・外国人向けの防犯や生活ルール等の情報発信
- 鳥獣被害対策の支援
 - ・鳥獣の生態や対処方法に関する正しい知識の習得
 - ・地域で取り組める対策の相談
 - ・近隣地域との情報共有、活動連携支援



施策10：権利擁護と制度利用促進（第2期白石市成年後見制度利用促進基本計画）

◇計画の概要◇

（1）計画策定の趣旨

成年後見制度の利用を促進すべく、平成28（2016）年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、平成29（2017）年3月に計画期間を平成29（2017）年度から令和3（2021）年度とする「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

令和4（2022）年度からは、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進や成年後見制度の運用改善などが基本的考え方として定められている「第二期基本計画」が策定され、計画に基づく取組がスタートしています。

国の第二期基本計画での検討内容を踏まえ、本市においても、第2期白石市地域福祉計画と一体的に、第2期白石市成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

（2）計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な計画」として位置付けられるものです。

【成年後見制度利用促進法 抜粋】

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（3）計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市の状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

◇現状と課題◇

- ・ 認知症高齢者や独居高齢者、身寄りのない高齢者が増加しつつある中、権利擁護に関する相談は、本市においても近年急増しています。
- ・ 市民アンケートにおける成年後見制度の認知度は、「よく知っている」は7.6%と一部にとどまり、周知を図る必要がありますが、自分自身が判断を十分にできなくなった際の利用については「利用したいと思う」が33.6%と関心は低くありません。
- ・ 令和7（2025）年4月に地域包括支援センター内に「白石市権利擁護サポートセンター」（中核機関）を開設し、権利擁護に関する様々な相談を受け付け、市の担当部署や外部の関係機関と連携して対応にあたっています。
- ・ 制度を必要とする方が適切に利用できるよう、広報紙や研修をとおして「成年後見制度」の理解が浸透するよう努めるとともに、「中核機関」の周知及び体制の拡充を図ります。

【権利擁護に関する研修会・講座の開催】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者権利擁護啓発活動 ・ 権利擁護講演会	1回・58人	1回・52人	1回・39人	1回・61人
出前講座	1回・13人	3回・42人	3回・41人	4回・78人

【地域包括支援センター 相談】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
権利擁護相談	563件	582件	830件	1,400件
うち成年後見相談	21件	30件	69件	215件

【成年後見市長申立】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	1件	1件	4件	2件
障害者	0件	2件	0件	0件

【日常生活自立支援事業】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	10人	10人	10人	10人
認知症高齢者	0人	0人	0人	0人
知的障害者	7人	7人	7人	7人
精神障害者	2人	2人	2人	2人
その他	1人	1人	1人	1人
活動件数	240件	222件	186件	199件
生活支援員数	7人	7人	7人	6人

◇施策の方向◇

10-1 成年後見制度・生活困窮者自立支援制度の周知強化

成年後見制度を必要とする人に適切に届くよう、制度の周知を図ります。なお、近年、生活困窮者の中には「判断能力が不十分な方」や「身寄りのない高齢者」が含まれるケースが増加しており、生活困窮者自立支援制度や日常生活自立支援事業など、関連する事業・制度についても併せて普及に努めます。

【具体的な取組】

○制度の周知強化

- ・成年後見制度の周知
- ・生活困窮者自立支援制など等関連事業・制度の周知
- ・広報紙や市ホームページ、会議等の場での制度の紹介
- ・研修会・講座の開催による市民への周知

10-2 権利擁護相談窓口の啓発

権利擁護等の総合的な相談窓口である「白石市権利擁護サポートセンター」の周知を図り、判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるように、虐待、消費者被害、財産管理といった問題に対して早期に相談に応じるとともに、包括的に対応していくための関係機関との連携に努めます。

【具体的な取組】

○白石市権利擁護サポートセンター（中核機関）の周知

- ・成年後見制度などを含む権利擁護の総合的な相談窓口としての市民への周知
- ・高齢者等の生活を総合的に支援するための地域連携ネットワークの整備



施策11：認知症に優しい地域づくり

◇現状と課題◇

- ・令和6（2024）年1月に施行された「認知症基本法」に基づき、同年12月に「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。
- ・「新しい認知症観（誰もが認知症になりうる前提で、自分らしく希望を持って暮らせる社会）」の実現を目指し、認知症の当事者の視点に立ち、本人や家族と共に施策を推進するものであり、「共生」と「予防」を車の両輪とし、地域での孤立を防ぎ、尊厳を持って生活できる共生社会の実現を目標に、医療・介護・福祉・研究など多岐にわたる施策を5年間で進めるものです。
- ・市町村は、国の「認知症施策推進基本計画」及び都道府県計画に基づき、地域の実情に応じた「市町村認知症施策推進計画」を策定するよう努めることとされており、以下の国の基本計画の5つの柱に沿って、地域の実情に応じた具体的な施策を創意工夫しながら実施することとされています。
 - ①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開

◇施策の方向◇

11-1 認知症カフェや学習会を通じた認知症フレンドリーな地域づくり

国の「認知症施策推進大綱」に基づき、普及啓発、予防、医療・ケア・介護サービス、若年性認知症支援、社会参加支援、バリアフリー化などを柱として、市民が住み慣れた地域で尊厳を持って生活できる「認知症フレンドリーなまちづくり」を目指しており、相談窓口の設置や地域包括ケアシステムの推進、認知症カフェの実施、若年性認知症支援、見守りネットワーク強化などに引き続き取り組んでいきます。

【具体的な取組】

- 「認知症」への理解促進と相談体制の強化
 - ・地域住民の認知症理解を深めるための普及啓発活動（研修会、キャンペーンなど）
 - ・認知症カフェの開催や専門医・相談窓口（認知症疾患医療センターなど）の案内
- 認知症予防の推進
 - ・健康寿命を延ばすための生活習慣改善（運動、食事、社会参加、知的活動など）の推奨
 - ・目や耳の機能維持の重要性の啓発

- 医療・介護・ケアサービスの連携強化
 - ・医療・介護・福祉サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築
 - ・介護サービス（訪問介護、通所介護など）や介護者支援の充実
- 認知症の人や家族への支援
 - ・若年性認知症の人への支援、社会参加の機会提供
 - ・見守りネットワークやSOSネットワークの構築・強化
 - ・認知症バリアフリーの推進（街中での配慮など）
- 地域での支え合いの仕組みづくり
 - ・認知症サポーターの養成と地域活動とのかかわりの推進
 - ・地域活動の協力者である認知症サポーターの活躍の場の設定

11-2 行方不明者等のSOSネットワークの形成

白石市高齢者等SOSネットワーク事業により関係機関相互の連絡体制を構築することで、高齢者等が徘徊により行方不明になった際の早期発見及び保護並びに身元不明の高齢者等を保護した際の身元特定を行い、高齢者等の生命及び身体の保護並びにその家族等への支援を図ります。

【具体的な取組】

- ・日頃からの声かけや見守り、協力機関との連携など、地域ぐるみの協力体制
- ・情報の迅速な共有
- ・行政サービスを活用した事前対策の周知

◇オレンジカフェ



施策12：安全な地域づくりの推進（白石市再犯防止推進計画）

◇計画の概要◇

（1）計画策定の趣旨

国においては、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、平成29（2017）年12月に再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた「第一次推進計画」を閣議決定し、同計画に基づく様々な取組により、「2年以内再入率」の目標値を早期に達成するなど、成果を上げてきました。

令和5（2023）年3月には、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とする「第二次推進計画」が閣議決定され、国、都道府県、市町村の役割を明確化するとともに、相互に連携した再犯防止等の取組を推進することとしています。

宮城県においても、国の示した方向性を踏まえ、様々な生きづらさを抱えた人々が取り残されることなく、地域の一員として活躍できる環境を県全体で整備するために、令和7（2025）年3月に「第二次宮城県再犯防止推進計画」を策定し、施策の推進に取り組んでいます。

このような国や県の動向を踏まえ、本市では、第2期白石市地域福祉計画を策定するにあたり、地域福祉計画と一体的に、白石市再犯防止推進計画を策定するものです。

（2）計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「市町村計画」として位置付けられます。

【再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋】

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

（3）計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市の状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

◇現状と課題◇

- ・ 犯歴のある人が「仕事」を得て安定した生活を送ることで、社会の構成員として再活躍するとともに、地域社会全体の活性化と安全性を確保するため、国や地域、企業、支援機関が一体となった包括的な支援体制が求められています。
- ・ 市民アンケートでは、罪や非行を繰り返す人の中に、住居を借りられない、職につけないといった理由で生活に困っている人がいることを「知っている」は28.7%、「聞いたことがある」が42.8%となっています。
- ・ 地域安全と多様性の尊重（誰もが尊重され自分らしく生きることができるとする社会の構築）に向け

て、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の心情について、地域住民の理解を深めるための啓発活動が必要です。

◇施策の方向◇

12-1 就労・社会復帰支援

罪を犯した人等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、再犯防止に向けた支援及び理解を深めるための啓発活動等に取り組みます。

【具体的な取組】

- 再犯防止に向けた理解を深める啓発活動の推進
 - ・「社会を明るくする運動」等による再犯防止等に関する啓発活動の推進
 - ・薬物乱用防止に関する広報・啓発活動の推進
- 就労・住まいの確保等に関する支援
 - ・生活困窮者自立支援制度による支援
(就労準備支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、学習支援事業)
- 保護司会などの関係団体の活動支援
 - ・白石市保護司会・更生保護サポートセンターとの連携

◇第75回「社会を明るくする運動」街頭広報活動



1. 白石市地域福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

白石市告示第130号
令和2年11月13日

白石市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する白石市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する事項について幅広い意見を聴取するため、白石市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するのに必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療、福祉等関係者
- (3) 地域住民の組織に所属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定め、その司る職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(2) 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(3) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

(2) 委員名簿

◎委員長・○副委員長 (敬称略)

委員の 構成	所 属	役職	氏 名	備 考
学識経験者	東北福祉大学 共生まちづくり学部	教授	◎森 明人	
保健医療 関係者	白石市医師会	会長	○大橋 利史	R7.4.1~
	仙南歯科医師会	理事	後藤 拓樹	R7.4.1~
	医療法人社団蔵王会 精神科病院 仙南サナトリウム+		本多 修	
福祉関係者	白石市社会福祉協議会	事務局長	荒生 博幸	R7.7.1~
	白石市身体障害者福祉協会	監事	堀 道子	R7.4.1~
	白石市民生委員児童委員協議会	会長	高橋 良子	R7.12.1~
	社会福祉法人白石陽光園	常務理事	鈴木 正之	R7.4.1~
	特定非営利活動法人白石うぐいす会	施設長	平岡 めぐみ	
地域住民の 組織に所属 する者	白石市議会厚生文教常任委員会	委員長	佐藤 秀行	
	白石市自治会連合会	会長	紺野 澄雄	
	白石市地域婦人団体連絡協議会	会計	佐藤 きよ子	

2. 策定経過

時 期	実施内容
令和7年1月25日 ～2月14日	市民アンケート調査の実施 ・対象：白石市在住の20歳以上の市民2,000人（無作為抽出） ・方法：郵送配付、郵送またはWEBによる回答 ・有効回収：864票（有効回収率 43.2%）
令和7年5月12日 ～5月26日	関係団体等アンケート調査 / 事業者アンケート調査の実施 ・対象：白石市で活動する地域団体42団体 / 47事業者 ・方法：郵送配付・郵送回収 ・回収：地域団体26票（回収率61.9%） / 事業者31票（回収率66.0%）
令和7年7月10日	第1回策定委員会の開催 ・計画の概要について ・地域の概況及び令和6年度までの進捗状況 ・計画策定までのスケジュール ・アンケート結果報告
令和7年9月16日	第2回策定委員会の開催 ・計画策定スケジュールの進捗状況 ・骨子（案）について
令和7年8月26日 ～9月26日	第1回白石市地域福祉懇談会の開催 ・白石地区（参加8人） ・越河地区（参加10人） ・斎川地区（参加10人） ・大平地区（参加10人） ・大鷹沢地区（参加8人） ・白川地区（参加6人） ・深谷地区（参加10人） ・福岡地区（参加13人） ・小原地区（参加7人）
令和7年9月30日 ～11月11日	第2回白石市地域福祉懇談会の開催 ・白石地区（参加15人） ・越河地区（参加17人） ・斎川地区（参加20人） ・大平地区（参加14人） ・大鷹沢地区（参加36人） ・白川地区（参加10人） ・深谷地区（参加16人） ・福岡地区（参加30人） ・小原地区（参加8人）

時 期	実施内容
令和7年11月26日 ～平成8年1月26日	第3回白石市地域福祉懇談会の開催 ・白石地区（参加14人） ・越河地区（参加14人） ・斎川地区（参加15人） ・大平地区（参加14人） ・大鷹沢地区（参加9人） ・白川地区（参加12人） ・深谷地区（参加13人） ・福岡地区（参加17人） ・小原地区（参加15人）
令和8年2月6日	第3回策定委員会の開催 ・進捗状況について ・計画（案）について ・今後の計画策定スケジュールについて
令和8年2月19日 ～3月4日	第2期白石市地域福祉計画（案）パブリックコメント募集 ・意見 3件（個人1件、団体2件）
令和8年3月10日	第4回策定委員会の開催 ・第2期白石市地域福祉計画（案）パブリックコメントの結果報告 ・第2期白石市地域福祉計画（答申案）について

3. 用語解説

アルファベット	
NPO	NonProfit Organizationの略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。
SNS	Social Networking Serviceの略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスの総称。フェイスブック、LINE、X（旧ツイッター）、インスタグラムなどがある。
SDGs	「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、国際社会全体が目指すべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたもの。
あ 行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず制度や相談支援の窓口につながらない人に対し、行政や支援機関から積極的に働きかけて支援につながるようアプローチする視点や方法のこと。
アクセシビリティ（福祉アクセシビリティ）	高齢者や障害の有無、利用環境にかかわらず、すべての人がサービスや情報、施設を円滑に利用・享受できる「アクセスのしやすさ」や「利用のしやすさ」のことを意味し、ハンディキャップに関わらず社会参加を可能にする環境整備の重要性を示す概念。
アセスメント	介護サービスの提供等の支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。
インセンティブ	対象の行動を促す「刺激」や「動機」を意味する言葉。
インテーク	相談者と最初に行う面談のことで、相談の概要を把握するだけでなく、信頼関係を築き、適切な支援（ケアプラン作成など）へつなげる大切な第一歩となるもの。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、生活の質や主観的幸福感が保たれ、個人が尊厳と自己実現（人生の意味を含め）を感じながら充実した生活を送っている状態を指す。
か 行	
基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
ケアマネジメント	自立生活に向け社会生活上のニーズに応えるため、心身の状態や希望に応じた適切な社会資源（専門家やサービス等）を調整し、管理する方法。

ケアプラン	利用者が自立した生活を送るための具体的な方針や目標、その目標達成に向けた福祉・介護サービスの種類や利用頻度などを計画書にしたもの。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
権利擁護	生活不安を感じている高齢者や、身体障害者、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行うこと。
子育て支援センター	子育て中の親子が気軽に集まり、相互交流をしながら、子育ての不安や悩みを相談できる施設。誰でも気軽に参加できる子育てサークルや育児講座なども実施している。
さ 行	
サロン	住み慣れた地域で生き生きと過ごすことのできるよう、地域の住民が主体となって運営する「通いの場」のこと。
市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。後見人となる親族がないような場合でも、身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見等事務を進められる強みがある。
重層的支援体制整備事業	8050世帯が抱える複合的課題など困難課題を抱える人、世帯に対し、今ある制度や事業を活かしつつ、分野の垣根を越えて、包括的に支援できるよう行政、地域、専門機関など様々な関係機関が連携し支援をする事業。
ステークホルダー	地域での福祉活動や課題解決において、直接・間接的に影響を受ける、または影響を与える「利害関係者」のこと。
生活困窮者	生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいう。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の状況に応じて、「自立相談支援事業」を核として、相談者住居確保の支援、就労に向けた支援、家計管理の支援、子どもの学習支援などを包括的に支援することにより、自立を支援する制度。
成年後見制度	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度。
た 行	
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいう。
団塊の世代	1947年から1949年に生まれた世代をいう。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれている。

地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域ケア会議	介護保険制度の中で位置づけられている会議体である。地域包括ケアシステムの実現に向けて、市町村が設置主体となり運営主体となる地域包括支援センターが高齢者個人への支援（個別ケース）と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に進めるための会議体のこと。
地域福祉	地域住民と行政・専門機関が協働し、社会資源を組織化して生活課題を解決し、地域における自立生活を支える支援システムを形成する取組のこと。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことであり、各地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指す。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。
地域力	地域の住民、企業、団体などの多様な担い手が、地域社会の課題を主体的に認識し、互いに連携・協働しながら、その解決や新たな価値創造に取り組む力のこと。
中核機関	成年後見制度において、市町村は地域連携ネットワークの整備、相談支援体制、関係機関の連携を進めることとされている。認知症や障害などで権利擁護支援を必要とする人が、地域で安心して暮らせるよう、福祉・法律の専門職や行政、社協などが連携する「地域連携ネットワーク」の中心となる組織のこと。
な 行	
日常生活圏域	主として、中学校区程度の学校区を指し、地域の特性や実情に応じたサービス提供や基盤整備を推進するため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮して市町村地域福祉計画の策定時等に設定するもの。地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域では、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」が理想とされている。
認知症カフェ	認知症の方とその家族だけでなく、地域住民や専門職など誰もが参加できる集いの場のこと。認知症の方やその家族の居場所や地域とのつながりをつくること、認知症の家族の方の介護負担を軽減することを目的に開設される。

認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを行う人のこと。
認知症の日常生活自立度	認知症者の介護の度合いをレベルごとに分類したもの。介護保険の認定の際（認定調査の資料・主治医意見書）の書類に使用される。レベルには、「自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M」の8段階があり、Ⅰに近い方が軽く、Ⅳに近くなるほど重くなる。認知症のないもの場合には「自立」とする。
は 行	
8050問題	80代の高齢の親が、ひきこもりや無職である50代の子どもの生活を、経済的・精神的に支えている構造的な社会問題であり、親の病気や要介護をきっかけに顕在化する場合が多い。解決すべき課題が複合化していることもあり、経済的な困窮のおそれを内在化している世帯もあり、介入の必要性も指摘される問題。
ひきこもり	様々な原因の重なりで仕事や学校に行くことが困難となり、家族以外との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅に留まり続ける状態を指す。
避難行動要支援者	平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。
福祉避難所	災害発生時に高齢者、障害者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所。市町村が入所型福祉施設などと事前に協定を結ぶケースが多い。
フレイル	加齢により心身の働き、社会的つながりが弱くなった状態のこと。そのまま放置すると要介護状態になる可能性があるが、早めに気づいて適切に介入することにより改善・回復が可能な状態のこと。
ま 行	
民生委員・児童委員	都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。
や 行	
ヤングケアラー	法律上の厳密な定義ではないが、厚生労働省の政策資料や調査事業において、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」のこととしている。

第2期 白石市地域福祉計画

発行年月：令和8年3月

発行：白石市

編集：白石市保健福祉部福祉課

〒989-0231 宮城県白石市福岡蔵本字茶園62-1

白石市総合福祉センター

電話 0224-22-1400

FAX 0224-26-2699

(裏表紙)

